

# 平成22年2月定例会

## 議案説明資料 予算に関する説明書 (平成22年度当初予算等関係)

### 福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成22年2月定例会議案説明資料目次（予算関係）

（一般会計）

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	平成22年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	（総括表） 福祉保健課 障がい福祉課 子ども発達支援課 長寿社会課 子育て支援総室 （子育て応援室） （家庭福祉室） 医療政策課 医療指導課 健康政策課	1 2 27 76 92 124  178 217 226
	2 歳入歳出事項別明細書	<del>福祉保健課ほか</del>	254
	3 節の明細	<del>福祉保健課ほか</del>	261
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	272

（特別会計）

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第5号	平成22年度鳥取県母子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	子育て支援総室 （家庭福祉室）	291
	2 歳入歳出事項別明細書	"	292
	3 予算説明資料	"	294
	4 歳出事項別明細書	<del>子育て支援総室 （家庭福祉室）</del>	295
	5 節の明細	<del>子育て支援総室 （家庭福祉室）</del>	296
	6 債務負担行為に関する調書	子育て支援総室 （家庭福祉室）	297
7 地方債に関する調書	"	299	

## 平成22年2月定例会議案説明資料目次（予算関係以外）

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
第35号	鳥取県基金条例の一部改正について	福祉保健課	300
第44号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	子育て支援総室 (家庭福祉室)	303
第45号	鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について	福祉保健課	309
第61号	財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について	医療政策課	311

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	7,627,837	7,381,575	246,262	1,612,464		526,921	5,488,452	
障がい福祉課	6,803,625	5,621,421	1,182,204	939,611		1,116,580	4,747,434	
子ども発達支援課	1,545,837	1,522,423	23,414	530,995		400,457	614,385	
長寿社会課	9,855,315	8,245,786	1,609,529	93,883	144,000	1,367,125	8,250,307	
子育て支援総室	7,842,712	7,358,350	484,362	1,483,385		694,476	5,664,851	
医療政策課	4,813,519	3,272,219	1,541,300	107,558		1,486,415	3,219,546	
医療指導課	10,993,138	10,244,524	748,614	64,613		1,469,351	9,459,174	
健康政策課	1,293,440	1,039,552	253,888	479,246	12,000	53,514	748,680	
一般会計合計	50,775,423	44,685,850	6,089,573	5,311,755	156,000	7,114,839	38,192,829	

説明

- 1 いきいきと働ける就業環境
  - ・(新)鳥取発!農福連携モデル事業
  - ・障がい者就労支援推進事業
  - ・とっとり医師養成支援推進事業  
(女性医師就業支援事業)
- 2 力をつなげ、魅力ある地域を創る
  - ・「あいサポート運動」事業
  - ・心のバリアフリー推進事業
  - ・(新)ウォーキング立県とっとり事業
- 3 障害者の質の高い生活の確立
  - ・小規模作業所等工賃3倍計画事業
  - ・(新)鳥取県障害福祉サービス事業所  
ハートフルサポート事業
  - ・(新)刑務所を出所した障がい者・高齢者の  
ための地域生活定着支援センター設置事業
  - ・地域生活支援事業(情報支援等事業)  
(聴覚障がい者情報支援事業)
  - ・(新)薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業
- 4 高齢者の質の高い生活の確立
  - ・介護職員処遇改善等事業
  - ・地域包括支援センター機能強化実践事業
  - ・鳥取県介護基盤緊急整備事業
  - ・長寿医療制度財政支援事業
- 5 あんしん医療体制の構築と健康づくり文化
  - ・(新)食のみやことととり食育フォーラム事業
  - ・(新)鳥取大学医学部への寄付講座(地域医療学講座)
  - ・(新)地域医療向上研修会開催支援事業
  - ・(新)広域災害救急医療情報システム(EMIS)整備事業
  - ・医師確保対策推進事業
  - ・看護師等確保対策事業
  - ・(新)地域医療連携推進事業
  - ・(新)医療施設耐震化整備事業
  - ・自殺対策事業
  - ・(新)新型インフルエンザ入院病床確保事業
  - ・(新)大腸がん検診特別推進事業
  - ・がん対策推進事業
  - ・自殺対策緊急強化基金事業
  - ・「健康づくり文化」創造事業
- 6 次世代に向けて、「ひと」を育む
  - ・(新)子育て王国とっとり建国運動推進事業
  - ・特別支援保育体制強化事業
  - ・認定こども園設置促進事業
  - ・保育所乳児途中受入円滑化事業
  - ・とっとり子育て応援券事業
  - ・(新)未来のパパママ育み事業
  - ・(新)とっとり縁結び応援事業
  - ・(新)児童相談所のあり方検討事業
  - ・(新)幼児版 心とからだ いきいきキャンペーン事業
  - ・(新)私立幼稚園耐震診断促進事業
  - ・児童養護施設等処遇向上対策事業

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線: 7858)

12目 諸費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	161,000	166,000	△5,000				161,000	
トータルコスト	161,000千円 (前年度 166,000千円)			[正職員: 0.0人]				
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明 平成21年度以前の福祉保健部内の国庫 (負担) 補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫 (負担) 補助金を返還することに要する枠予算である。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7144)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業等補助事業	30,953	26,927	4,026	15,476			15,477	
トータルコスト	31,760千円 (前年度 27,756千円)			[正職員: 0.1人]				
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 (社福) 鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の実施のために助成する経費である。  2 主な事業内容 (1) 実施主体 (社福) 鳥取県社会福祉協議会 (2) 補助率 10/10 [国1/2、県1/2] (3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費 (人件費等) (人件費 14,792千円 事務費 16,161千円) (4) 生活福祉資金貸付制度の概要 低所得者等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、総合支援資金など必要な資金 (4種類) を貸し付ける制度。 経済状況の悪化による失業者、低所得者の急増等を背景に、平成21年10月に改正され、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引き下げ等、利用しやすい制度となった。								

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
生活福祉資金利子補給事業	1,224	1,705	△481				1,224										
トータルコスト	2,031千円（前年度 2,534千円） [正職員：0.1人]																
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																
工程表の政策目標（指標）	稼働層の自立促進																
事業内容の説明																	
1 事業の目的・概要 （社福）鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の償還利子相当額を軽減するために要する経費である。																	
2 主な事業内容																	
（1）補助率 県10/10																	
（2）補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子3%を1%に軽減し、利子軽減額（2%分）を（社福）鳥取県社会福祉協議会に補助する。 （生活福祉資金分 582千円 離職者支援資金分 642千円）																	
（3）生活福祉資金貸付制度の改正 当該制度は、平成21年10月に改正され、新規貸付に係る利子補給は行わないが、旧制度の借受人による償還は継続するため、当事業は継続する。																	
県社協運営費助成事業	43,291	44,933	△1,642				43,291										
トータルコスト	44,098千円（前年度 45,762千円） [正職員：0.1人]																
主な業務内容	補助金交付事務																
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営																
事業内容の説明																	
1 事業の目的・概要 （社福）鳥取県社会福祉協議会の事業を円滑に実施するため、人件費、運営費等に対して補助するものである。																	
2 主な事業内容																	
（1）事業主体 （社福）鳥取県社会福祉協議会																	
（2）事業費内訳																	
（単位：千円）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 件 費 補 助</td> <td style="text-align: right;">41,165</td> <td>会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員等</td> </tr> <tr> <td>運 営 費 補 助</td> <td style="text-align: right;">2,126</td> <td>県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	金 額	内 容	人 件 費 補 助	41,165	会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員等	運 営 費 補 助	2,126	県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等
区 分	金 額	内 容															
人 件 費 補 助	41,165	会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員等															
運 営 費 補 助	2,126	県社協の使用に係る光熱水費、清掃料等															
3 これまでの取り組み状況・改善点 平成18年度に以下の2点を見直した。 ・事業実施に必要な人員 ・民間平均給与に基づく人件費の算定方法（指定管理者の給与算定に準じたもの）																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
更生保護団体助成事業	200	200	0				200	
トータルコスト	1,007千円 (前年度1,029千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	社会を明るくする運動関連事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成する。								
2 主な事業内容								
	区分	金額(千円)		実施主体			摘要	
	鳥取県更生保護給産会補助金	80		鳥取県更生保護給産会			県定額	
	鳥取県更生保護観察協会補助金	120		鳥取県更生保護観察協会			県定額	
小地域福祉活性化事業	23,754	30,972	△7,218	15,836			7,918	
トータルコスト	24,561千円 (前年度 31,801千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実 (コミュニティソーシャルワーカーの配置：10地域)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
身近な地域における、見守り、声かけをはじめとする住民相互の支え合い運動を促進するため、コミュニティソーシャルワーカー(地域における福祉活動を促進・調整する専門職)を配置し福祉活動を推進する市町村に対し、助成する。								
2 主な事業内容								
(1)実施主体 市町村								
(2)補助率等 2/3								
基準額：1事業主体あたり6,600千円 [負担割合：国 1/4、県 1/4(義務)、事業主体 1/4]								
(3)補助対象経費								
以下の事業の実施に要する経費								
① コミュニティソーシャルワーカー地域における住民の支え合いや福祉活動を促進・調整する福祉の専門職)の配置								
② いきいきサロン活動やふれあい小地域活動拠点整備								
③ 小地域ネットワーク活動の実施								
④ 相談ネットワーク会議の開催								
⑤ ケース支援調整会議の開催								
(4)指定期間 2年 (H21~22年度：智頭町、南部町、日吉津村)								
(H22~23年度(予定)：倉吉市、若桜町)								
(5)所要経費 30,972千円								
(新規分) 6,600千円 × 3/4 × 2市町 = 9,900千円								
(継続分) 智頭町・南部町 6,600千円 × 3/4 × 2町 = 9,900千円								
日吉津村 5,273千円 × 3/4 = 3,954千円								
3. これまでの取組状況・改善点								
【指標】コミュニティソーシャルワーカーの配置：10地域								
→【現状】延べ5市町村に配置								
(H20・21：米子市・湯梨浜町、H21・22：智頭町、南部町、日吉津村)								
市町村及び市町村社会福祉協議会へ専門職が配置されることで、小地域での地域福祉活動が活性化した。								

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域福祉活動育成事業	28,576	32,809	△4,233	7,263			21,313	
トータルコスト	36,644千円（前年度41,095千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	補助金申請事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	ボランティアコーディネーター養成研修修了者の増（目標値：500人）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地域福祉活動の育成のため、鳥取県社会福祉協議会等が行う地域福祉やボランティア振興のための事業に対し補助及び負担するものである。								
2 主な事業内容								
(1) 事業主体 (社福) 鳥取県社会福祉協議会								
(2) 事業費内訳								
（単位：千円）								
	区	分	金額	実施主体	補助率			
	地域福祉	県民運動推進事業	補助金	5,390	県社協	定額		
	ボランティア	振興事業	補助金	21,986	県社協	10/10 [国1/2, 県1/2]		
	県民総合福祉	大会開催事業	負担金	1,200	実行委員会	定額		
県立社会福祉保健施設環境改善事業	0	37,003	△37,003					
トータルコスト	0千円（前年度38,660千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容								
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
福祉保健部所管施設の維持修繕について、各施設の実態を踏まえた適正な施設の維持管理を行う事業である。								
緊急経済雇用対策関係で各種工事・修繕を前倒し実施するために、平成21年度に計上した予算について繰越予算を確保済みであることから、平成22年度現年当初予算は計上しない。								
民生委員費	113,486	112,614	872	195			113,291	
トータルコスト	138,497千円（前年度130,013千円） [正職員：3.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の一斉改選事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
民生委員・児童委員の手当、鳥取県民生児童委員協議会の活動に対する補助金及び市町村が民生委員推薦会を開催する経費負担に要する経費である。（委員定数：1,451名）								
2 主な事業内容								
	区	分	予算額(千円)	実施主体	補助率			
	民生委員	手当等	85,688	—				
	民生児童委員	協議会等	補助金	24,880	民生児童委員協議会等	県 10/10		
	地区民協	会長等	研修事業費	委託料	390	民生児童委員協議会	国 1/2、県 1/2	
	民生委員	推薦会	開催事業	負担金	190	市町村	県 10/10	
	民生委員	改選事務	費	1,166	—			
	民生委員	一斉改選	費	1,172	—			



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日常生活自立支援事業	43,847	44,640	△793	21,923			21,924	
トータルコスト	44,654千円(前年度45,469千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委員会への出席、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、(社福)鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 (社福)鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助率 10/10(国1/2、県1/2)

(3) 事業の概要

ア 県社協は各基幹的社協(鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協)に事業を委託する。

イ 各基幹的社協は、専門員を配置する。(各基幹的社協2名ずつ)

ウ 専門員は、認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方や日常生活に不安のある方とサービスの提供について契約を行う。

エ 専門員の指示の下、生活支援員が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなどのサービスを実施し、日常生活を支援する。(生活支援員数127名<平成21年12月末現在>)

(4) 補助対象経費 人件費(専門員・事務局)、事務費

(5) 所要経費 43,847千円

区 分	金 額	摘 要
事務局運営費	1,271千円	人件費
事務局事業費	3,033千円	契約締結審査会、連絡会議、広報活動
委託費	29,543千円	基幹的社協への委託
合 計	43,847千円	

3 これまでの取組状況・改善点

平成12年度 専門員を東部・中部・西部に1名ずつ配置し事業稼働

平成20年度 西部の専門員を1名増員(計4名配置)

平成21年度 東部・中部の専門員を1名増員(各2名：計6名配置)

○関係機関への事業周知、理解が図られ、相談・利用件数が増加している。

(相談件数)平成17年度：434件→平成21年度：3,041件

【利用件数の推移(単位：人)】

契約者数	H20年度末	H21.12月末時点
高齢者	83	88
知的障がい者	41	50
精神障がい者	23	32
その他	12	11
計	159	181
うち東部	43	50
うち中部	54	60
うち西部	62	71

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
社会福祉審議会費	2,915	3,048	△133				2,915																
トータルコスト	4,529千円(前年度4,705千円) [正職員：0.2人]																						
主な業務内容	審議会開催に係る調整・資料作成、経費支出事務																						
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>社会福祉審議会の開催に要する経費である。</p> <p>○委員数 35名</p>																							
成年後見制度推進方策検討事業	1,000	1,000	0				1,000																
トータルコスト	1,807千円(前年度1,829千円) [正職員：0.1人]																						
主な業務内容	委託契約締結・委託料支払事務																						
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内での成年後見制度を円滑に機能させる仕組みづくりについて検討を行うため、鳥取県社会福祉士会に調査研究を委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先 一般社団法人鳥取県社会福祉士会</p> <p>(2) 年次計画</p> <p>平成21年度…現行制度下の本県における問題点・課題等をリストアップし、望ましいあり方を検討したうえ、とるべき対策について方針を決定 (先進地視察、検討委員会による方針決定)</p> <p>平成22年度…H21決定方針により、受け皿・隘路等具現化 (具現化のための環境整備、市民後見人養成システムの構築)</p> <p>(3) 委託内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究事業費</td> <td>348千円</td> <td>検討委員会開催、人材養成機関選定、システム作成</td> </tr> <tr> <td>市民後見人育成事業</td> <td>200千円</td> <td>人材養成機関・カリキュラムの作成</td> </tr> <tr> <td>啓発研修事業費</td> <td>360千円</td> <td>研修会開催</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>92千円</td> <td>人件費</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	摘要	調査研究事業費	348千円	検討委員会開催、人材養成機関選定、システム作成	市民後見人育成事業	200千円	人材養成機関・カリキュラムの作成	啓発研修事業費	360千円	研修会開催	人件費	92千円	人件費
区分	予算額	摘要																					
調査研究事業費	348千円	検討委員会開催、人材養成機関選定、システム作成																					
市民後見人育成事業	200千円	人材養成機関・カリキュラムの作成																					
啓発研修事業費	360千円	研修会開催																					
人件費	92千円	人件費																					
介護福祉士等修学資金貸付事業	0	689	△689																				
トータルコスト	0千円(前年度1,518千円) [正職員：0.0人]																						
主な業務内容																							
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>平成19年度から新規貸付を休止しており、平成21年度中に継続貸付者への貸付が終了するため、事業終了する。</p>																							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉職員の専門性向上事業	3,675	3,683	△8				3,675	
トータルコスト	6,902千円(前年度6,997千円)[正職員：0.4人]							
主な業務内容	研修会の開催、研修経費支出事務							
工程表の政策目標(指標)	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
福祉先進県づくりの推進のため、福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費である。								
(単位：千円)								
研 修 内 容								予算額
福祉専門職等に対する研修								773
職場外研修への参加企画に対する支援、派遣研修等								2,782
福祉保健部新任職員に対する研修								70
福祉研究発表会								50
合 計								3,675
鳥取県福祉研究学会支援事業	400	400	0				400	
トータルコスト	1,207千円(前年度1,229千円)[正職員：0.1人]							
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
近年の急速な少子・高齢化という社会構造の大きな転換期を迎えた今、福祉関係者が相互に連携し、これからの福祉のあり方を研究・研鑽し合いながらお互いの資質の向上を図るとともに、それぞれが持つノウハウを共有知的財産として活用することにより、県内の福祉サービスの発展向上を図るために必要な鳥取県福祉研究学会事業に要する経費である。								
2 主な事業内容								
県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を顕彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の事業に対し支援を行う。								
【学会の概要】								
(1) 構 成 員 民間・学術・行政機関の福祉関係者								
(2) 事 務 局 (社福)鳥取県社会福祉協議会								
(3) 運営財源 参加費、県補助金等								
(4) 主な事業								
① 講演会の開催(年1回)								
② 研究発表会の開催(年1回。分野ごとに研究成果の発表を行う。)								
※分野：高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉領域の5分野								
※顕彰事業として、優秀者には奨励金の交付を行う。								
【所要経費】 400千円								
【内訳】 鳥取県福祉研究学会への助成 300千円								
県知事表彰(副賞) 100千円								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
社会福祉統計調査費	1,892	1,209	683	1,892																
トータルコスト	9,153千円(前年度8,666千円) [正職員：0.9人 非常勤職員：0.2人]																			
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告																			
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上																			
事業内容の説明																				
社会福祉統計調査、国民生活基礎調査等に要する経費である。																				
【主な統計調査】																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">調 査 名</th> <th style="width:20%;">調 査 時 期</th> <th style="width:30%;">調 査 周 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査(所得票) ※H22年度は大規模調査実施年度</td> <td>7月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎 年</td> </tr> </tbody> </table>									調 査 名	調 査 時 期	調 査 周 期	国民生活基礎調査(所得票) ※H22年度は大規模調査実施年度	7月予定	毎 年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎 年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎 年
調 査 名	調 査 時 期	調 査 周 期																		
国民生活基礎調査(所得票) ※H22年度は大規模調査実施年度	7月予定	毎 年																		
社会福祉施設等調査	10月予定	毎 年																		
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎 年																		
福祉保健部管理運営費	12,280	10,752	1,528			(雑入) 12	12,268													
トータルコスト	121,198千円(前年度122,600千円) [正職員：13.5人 非常勤職員：1.0人]																			
主な業務内容	部・課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整・対応、人事管理、知事表彰・叙勲・褒章事務																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。																				
救護事業費	620	569	51				620													
トータルコスト	620千円(前年度569千円)																			
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。																				

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	13,431	5,590	7,841			21	13,410	
トータルコスト	32,794千円(前年度25,474千円) [正職員：2.4人 非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営・サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>社会福祉法人運営の適正化を図るため、法人指導監査・各種研修等を行う。</p> <p>なお、新たに会計の専門家(公認会計士や税理士を想定)を指導監査に参加させ、会計処理における未達の不正防止や不正摘発を効果的に行い、法人監査の充実を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>(1)【新規】社会福祉法人指導監査体制強化事業 [7,841(前年度0)千円]</p> <p>県が実施する社会福祉法人指導監査について、規模が大きい法人や対応困難案件について、臨時的に会計の専門家(公認会計士を想定)を監査へ同行させ、会計面の更なる体制充実を図る。また、法人の監事監査の形骸化を防ぐため、監事監査研修会を実施する。</p>								
<p>(2)【継続】社会福祉法人指導監査 [3,470(前年度3,444)千円]</p> <p>非常勤職員(経理経験者等)を配置し、監査業務にあたる。</p>								
<p>(3)【継続】社会福祉法人指導監査調書整理等事業 [1,779(前年度1,776)千円]</p> <p>非常勤職員が社会福祉法人指導監査調書の整理事務等を行う。</p>								
<p>(4)【継続】社会福祉法人人権研修事業 [100(前年度112)千円]</p> <p>人権問題について正しい理解及び知識の習得を目的に、中部で年1回、社会福祉法人職員を対象とした人権研修を実施する。</p>								
<p>(5)【継続】社会福祉施設等食中毒発生防止研修事業 [241(前年度258)千円]</p> <p>社会福祉施設における調理施設衛生管理の徹底を図ることを目的として、東・中・西部で各1回、調理業務責任者等を対象に、食中毒発生防止研修を実施する。</p>								
3 これまでの取組状況・改善点								
<p>平成20年度は53法人に対し監査を実施。従来、監査にかける日数を1法人1日程度としていたものを平成21年度から法人規模等に合わせ、監査日数を増やした。</p> <p>(参考) 監査対象法人：108法人 監査頻度：原則2年に1回</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
(新)鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金造成事業	12,098	0	12,098			12,098		
トータルコスト	12,098千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金運用利息に関する事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。								
2 主な事業内容 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(平成21年度～23年度)の運用益の積立てである。 (基金の概要) ・基金造成額 2,267,641千円 ・基金事業 ・火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。								
障がい者等県立施設利用促進事業	4,683	4,508	175					4,683
トータルコスト	5,490千円（前年度 5,337千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 障がい者等の社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容 障がい者、高齢者の県立施設の利用促進を図るため、県立の障害者体育センター及びみなと温泉館が障がい者、高齢者に対する使用料を減免する場合に当該減免相当額を補填する。								
区 分		予算額	内 容					
県立障害者体育センタ		911	867,483×1.05% (考え方) 平成19～平成21年度の減免対象者の平均利用実績×1.05% (前年度比5%増見込み)					
県立みなと温泉館		3,772	41,907,275円×9.0% (考え方) 平成22年度利用料見込額×9.0% (平成17年度～平成19年度間の減免者の対総利用者割合の平均)					
計		4,683						

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	13,000	11,000	2,000				13,000	
トータルコスト	16,227千円（前年度 14,314千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図ることを目的としている。								
2 主な事業内容								
(1) 老朽化施設改修								
財政基盤が脆弱な社会福祉法人等が行う老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。								
【対象施設】								
社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設・ケアハウスを除く。）								
※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人を除く。								
※高額繰越金等を有する施設は除く。								
【補助率等】								
①補助対象経費の3/4（施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設）								
②補助対象経費の1/2（施設の利用が概ね施設所在地の市町村の住民に限られる施設）								
【負担割合】								
①の施設 県3/4、事業主体1/4								
②の施設 県1/2、事業主体1/2								
【経費補助対象・事業】								
設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕。								
※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限は500万円未満）のものが対象。								
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	206,370	216,568	△10,198				206,370	
トータルコスト	207,177千円（前年度 217,397千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(独)福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度への補助事業を実施し、民間社会福祉施設職員の待遇改善及び入所者サービスの充実、施設経営の安定を図る。								
2 主な事業内容								
社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、(独)福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	935	931	4				935															
トータルコスト	5,776千円（前年度 5,902千円） [正職員：0.6人]																					
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督																					
工程表の政策目標（指標）	第三者評価を受審した福祉施設数の増（目標値：年間50施設）																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的・概要																						
<p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価することによって、福祉サービスの質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業者による事業運営における問題点の把握と改善が可能。</li> <li>評価結果を開示することにより利用者が適切にサービスの選択を行うための情報提供。</li> </ul>																						
2 主な事業内容																						
<p>県は評価推進委員会開催、評価機関の認証及び評価調査者継続研修を行う。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価推進委員会</td> <td style="text-align: center;">316</td> <td>                     ・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回）                      ※審議内容                      評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等                 </td> </tr> <tr> <td>評価調査者継続研修</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td>                     ・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。                 </td> </tr> <tr> <td>評価機関の指導・監督、その他</td> <td style="text-align: center;">299</td> <td>                     ・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費                      ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">935</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	評価推進委員会	316	・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等	評価調査者継続研修	320	・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。	評価機関の指導・監督、その他	299	・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費	合計	935	
区 分	予算額	内 容																				
評価推進委員会	316	・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等																				
評価調査者継続研修	320	・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。																				
評価機関の指導・監督、その他	299	・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費																				
合計	935																					
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,108	8,103	5	4,054			4,054															
トータルコスト	8,915千円（前年度 8,932千円） [正職員：0.1人]																					
主な業務内容	補助金交付事務																					
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的・概要																						
<p>福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p>																						
2 主な事業内容																						
<p>（社福）鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して助成する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局運営費</td> <td style="text-align: center;">6,159</td> <td>事務局人件費等</td> </tr> <tr> <td>                     会議開催経費                      （運営適正化委員会2回）                      （苦情解決小委員会6回）等                 </td> <td style="text-align: center;">1,175</td> <td>運営適正化委員会の開催経費等</td> </tr> <tr> <td>広報、啓発活動費等</td> <td style="text-align: center;">894</td> <td>パンフレット製本費等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">8,108</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	事務局運営費	6,159	事務局人件費等	会議開催経費 （運営適正化委員会2回） （苦情解決小委員会6回）等	1,175	運営適正化委員会の開催経費等	広報、啓発活動費等	894	パンフレット製本費等	合計	8,108	
区 分	予算額	内 容																				
事務局運営費	6,159	事務局人件費等																				
会議開催経費 （運営適正化委員会2回） （苦情解決小委員会6回）等	1,175	運営適正化委員会の開催経費等																				
広報、啓発活動費等	894	パンフレット製本費等																				
合計	8,108																					



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	212,711	226,715	△14,004				212,711	
トータルコスト	215,938千円(前年度230,029千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【一般事業】(継続) [142,500(前年度147,500)千円]								
社会福祉法人等(市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。)が経営する社会福祉施設の運営費(人件費・事務費)を助成する。								
(2) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【特別事業】(継続) [6,101(前年度6,151)千円]								
県内に1つしかない民間の知的障害児施設(松の聖母学園)の直接処遇職員人件費のうち、国基準を超える人数分について、助成する。								
(3) 福祉施設経営指導事業補助金(継続) [6,221(前年度6,377)千円]								
社会福祉法人・施設を対象とした経営指導事業を行う福祉施設経営者協議会(鳥取県社会福祉協議会に設置)に対して、人件費・研修開催費等を補助する。								
(4) 福祉医療機構資金借入金利子補助金(継続) [57,889(前年度66,687)千円]								
社会福祉法人等に対して、平成17年3月31日までに社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から施設整備のために借入を行った支払利子の1/2または1/4を補助する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー 推進事業	(93,562) 92,792	(123,256) 123,256	(△29,694) △30,464			(89,040) (貸付金元利収入) 88,270	(4,522) 4,522	

トータルコスト	103,280千円(前年度134,027千円) [正職員: 1.3人]						
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、懇話会・協議会の開催						
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実						

事業内容の説明 ※上段( )内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要  
 バリアフリー精神の県民一人一人への浸透を図り、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するために要する経費である。

2 主な事業内容 (単位: 千円)

項 目	内 容	金 額
ハートフル駐車場 利用証制度	公共的施設の身体障がい者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、身体障がい者等用駐車場の適正利用を図る。 ○アンケート調査の実施(緊急雇用創出基金で実施) 制度開始(H21.10月)8ヶ月経過後を目処に制度の検証を行うため、アンケート調査を実施する。 ・調査対象: 利用証交付者、協定施設管理者 ・主な調査内容: 制度導入前に比べて関係ないと思われる車の駐車が減ったか等 (緊急雇用創出事業を活用: 商工労働部一括予算計上) 雇用創出人数 1人(4か月×1人) ○利用証の作成、配布 ○協定施設案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布	1,401
普 及 啓 発	・小学生向け冊子の作成 ・福祉のまちづくり施設基準適合証の交付	1,537
推 進 体 制 整 備	・福祉のまちづくり推進協議会の実施等 ・福祉のまちづくり地区懇話会(東部・中部・西部)の実施等	1,584
民間施設の整備 支援	民間施設整備に係る金融機関への預託 新規貸付廃止以前に行われた貸付けに係る県の金融機関に対する預託等に要する経費。 ※平成17年度をもって新規貸付は廃止。 ※上記預託については、平成27年度に終了予定	88,270
合 計		92,792

3. これまでの取組状況・改善点  
 身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、先進地の取組みについて調査を実施し、「ハートフル駐車場利用証制度」の導入を検討、平成21年10月1日より制度を開始した。  
 ・利用証交付数 1,000件(H22.1.20現在) ※21年度目標 2,500人  
 ・協定施設数 279施設(H21.1.21現在) ※21年度目標 400施設  
 協力していただける民間の施設がまだ少ないため、今後協力施設を増やしていく必要がある。  
 また、制度の検証を行うため、22年度にアンケート調査を実施する。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	33,493	32,452	1,041			(使用料) 3,060	30,433	
トータルコスト	35,107千円（前年度34,109千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理業務審査事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設のサービス向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立福祉人材研修センターの管理運営を指定管理者に委託するために必要な経費である。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>設置目的：福祉人材の育成と県民の福祉に対する理解促進を図るため</p> <p>建築面積：5,401.04㎡</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 (社福)鳥取県社会福祉協議会 会長 内海敏 (鳥取市伏野1729-5)</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間</p> <p>平成21年4月1日から平成26年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 設定済債務負担行為額 162,260千円(32,452千円×5年)</p> <p>(5) 事業費 33,493千円</p> <p>(内訳) 協定に基づく委託料 32,452千円</p> <p>光熱水費・施設管理費増額分 1,041千円(負担区分変更に伴う)</p>								
<地方機関計上予算>								
福祉のまちづくり条例 例西部地区推進事業	112	230	△118				112	
トータルコスト	3,339千円（前年度 3,544千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	障がい者との交流事業の実施、体験発表会の開催							
工程表の政策目標(指標)	西部に密着した課題の解決、市町村独自のバリアフリー基準の設置							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部圏域において、県民一人ひとりが、障がいのある人を受け入れる心の理解を深め、ひとに優しいまちづくりを推進していくための経費。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>療育キャンプ交流事業</p> <p>1 ピノキオの会(心身に障がいのある児・者を持つ家族の会)が開催する療育キャンプに、西部管内の中学生がボランティアとして参加する。</p> <p>【実施時期】平成22年10月頃</p> <p>【参加者】中学生14名(7校×2名)及び参加校教師、行政関係者</p> <p>【事業期間】平成22年度～平成24年度</p> <p>2 ボランティアとして参加した生徒による体験発表会、保護者・療育専門家による講演会を実施し、障がい者理解の普及を図る。(参加校毎に実施)</p> <p>【実施時期】平成22年10月下旬～11月上旬</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 民生・児童委員定着 促進支援事業	0	369	△369					
トータルコスト	0千円（前年度 1,198千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容								
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 3ヵ年事業（平成19年度～21年度）であること、及び平成22年12月の民生・児童委員改選時に定着状況等を確認する必要があることから廃止する。 なお、本事業の総括として「事業まとめ」を平成21年度に作成し、今後、引き続き定着促進につながる方策を検討する。								
職員人件費	698,360	697,676	684	4,241		(手数料126) 126	693,993	
事業内容の説明 一般職員100名の人件費である。								

6目 遺家族等援護費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族 等援護事業	17,153	20,086	△2,933	12,824		(手数料10) (雑入22) 32	4,297	
トータルコスト	29,255千円（前年度 32,514千円） [正職員：1.5人 非常勤職員：2.4人]							
主な業務内容	給付金請求の裁定、遺族年金等の進達、療養費支給請求に対する支払、慰霊祭開催							
工程表の政策目標（指標）	適正な援護の実施							
事業内容の説明 戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。 (単位：千円)								
区分	予算額	内容						
戦没者慰霊等援護事業費	4,117	県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施並びに社会福祉事業功労に対する表彰						
遺族及び引揚同胞援護費	1,594	中国残留邦人等の自立支援及び引揚者給付金等の交付並びに恩給（年金）通算等に係る軍歴の調査・証明						
戦傷病者遺族等援護費	11,096	旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務、戦傷病者に対する療養給付等の実施						
恩給等事務処理費	346	旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求の審査、進達等の実施						
合計	17,153							

2項 児童福祉費

福祉保健課 (内線: 7858)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,126,085	2,140,007	△13,922	54,779		(使用料261,326) (手数料547) (繰入金2,500) (受託収入4,042) (雑入89,894) 358,309	1,712,997	
<p>説明 一般職員292名の人件費である。</p>								

3項 生活保護費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 生活保護総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	45,134	58,147	△13,013	14,453		(雑入) 60	30,621	
トータルコスト	140,336千円 (前年度 155,910千円) [正職員: 11.8人 非常勤職員: 1.4人]							
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者の訪問指導							
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活保護に係る各種の調査、監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。

2 主な事業内容

生活保護に係る各種の調査、監査、適正化対策事業の実施に要する経費

(単位: 千円)

区 分	予 算 額	財 源
監 査 委 託 事 業	301	国10/10
法 施 行 事 務 費	26,687	国1/2/・県1/2、県10/10
生活保護適正実施推進事業	15,686	国10/10・国1/2、県1/2、県10/10
ホームレス全国調査事業	55	国10/10
社会 保 障 生 計 調 査	2,405	国10/10
合 計	45,134	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)住宅手当緊急 特別措置事業	2,240	0	2,240	2,240				
トータルコスト	4,660千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	住宅手当の支給事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1. 事業の目的・概要

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

2 主な事業内容

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給する。

(1) 実施主体 県（町村部のみ。ただし、福祉事務所を設置する町村は除く。）※市部は市が実施

(2) 支給額 生活保護の住宅扶助の特別基準額以内

(3) 支給期間 6ヶ月を限度とする

(4) 支給要件（主なもの）

- ・ 2年以内に離職
- ・ 世帯の生計維持中心者
- ・ 原則として収入のない者
- ・ 預貯金50万円以内（単身世帯）

(5) その他 支給期間中は常用就職に向けた就職活動を行わなければならない。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
被保護者自立(就労)支援事業	10,551	0	10,551	10,499		52		
トータルコスト	10,551千円(前年度0千円) [非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	被保護者に対する就労支援							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 県福祉事務所								
(2) 財源内訳 国10/10								
(3) 就労支援専門員の主な業務								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者に対し、求人・職業訓練等の情報を収集し、情報提供する。</li> <li>・被保護者に対し、就労意識の向上や職業選択等の助言・指導を行う。</li> <li>・被保護者に対し、公共職業安定所での就職活動、履歴書の書き方等の指導・援助を行う。</li> <li>・公共職業安定所等との連絡調整。</li> </ul>								
(4) 昨年度との変更点								
<p>従来、東部福祉事務所、西部福祉事務所に就労支援専門員を1名ずつ配置していたが、長引く不況で雇用情勢が悪化しており、支援体制の強化を図るため、中部福祉事務所に1名増員する。</p>								
(5) 所要経費 10,551千円								
(内訳)								
報酬 8,784千円(2,928千円×3名)								
共済費 1,267千円								
費用弁償 400千円								
消耗品費 40千円								
通信運搬費 60千円								
3 これまでの取組状況・改善点								
就労支援の実施状況(平成21年7月末現在)								
福祉事務所	就労支援対象者数 (平成21年7月末現在)	本事業の対象者数 (平成21年9月末現在)	就労開始者数 (平成21年9月末現在)					
東 部	70人(17人)	15人	10人					
中 部	76人(16人)	18人	7人					
西 部	31人(14人)	15人	5人					
日 野	10人(2人)	5人	1人					
計	187人(49人)	53人	23人					
※就労支援対象者数の( )内・・・就労支援対象者のうち就労中の者の人数								

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 離職者等生活 困窮者支援事業	45,620	0	45,620			(繰入金) 45,620		
トータルコスト	48,040千円 (前年度 0千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金の支払に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の充当事業である住宅手当緊急特別措置事業、就労支援専門員配置事業に関して、各市及び福祉事務所を設置している町村へこれらの事業に必要な経費を補助金として支出する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>以下の事業の必要経費を各市町村へ補助金として支出する。</p> <p>(1) 住宅手当緊急特別措置事業</p> <p>【事業の内容】</p> <p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>(国の実施要領に基づき、平成21年10月から全国及び本県で実施中)</p> <p>【事業主体】</p> <p>市及び福祉事務所を設置している町村</p> <p>【所用額】 43,896千円</p> <p>(内訳) 鳥取市：17,228千円、米子市：16,792千円、倉吉市：5,764千円、境港市：3,500千円、日吉津村：204千円、日南町：204千円、江府町：204千円</p> <p>(2) 就労支援専門員配置事業</p> <p>【事業の内容】</p> <p>就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>【所用額】 1,724千円(鳥取市分)</p>								
職員人件費	202,910	211,942	△9,032	19,092			183,818	
事業内容の説明								
一般職員29名の人件費である。								



2目 扶助費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	1,763,881	1,493,623	270,258	1,189,632			574,249	
トータルコスト	1,862,311千円 (前年度 1,594,700千円) [正職員：12.2人 非常勤職員：2.4人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。								
2. 主な事業内容								
生活に困窮する者の最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する市町村が保護した住所不定者への負担金の支給等に要する経費である。								
(1) 生活保護費 1,586,177 (国3/4、県1/4)								
(2) 住所不定者扶助費負担金 156,365 (県10/10)								
(3) 単県見舞金 21,339 (県10/10)								
(単位：千円) [参考：県事務所分]								
区分				予算額		区分		
生活扶助費				401,064		20年11月末		21年11月末
住宅扶助費				83,003		被保護世帯		745世帯
教育扶助費				6,767		被保護人員		931人
介護扶助費				46,378				
医療扶助費				914,462				
出産扶助費				0				
生業扶助費				4,395				
葬祭扶助費				2,281				
保護施設事務費				127,827				
計				1,586,177				

4項 災害救助費

福祉保健課 (内線：7142)

1目 救助費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救助費	1,569	1,569	0	127			1,442	
トータルコスト	2,376千円 (前年度2,398千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助事業の周知説明、災害見舞金支給事務 (災害救助法適用外)							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明								
県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者に見舞金を贈るため、また、大規模な災害を被った都道府県へ見舞金を贈るために要する経費等である。								
(単位：千円)								
内容		予算額	財源					
小災害見舞金		1,200	県定額					
災害救助実務指導経費		254	国1/2、県1/2					
災害救助法施行事務担当者会議経費		115						
合計		1,569						

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	1,686	1,783	△97			(財産収入) 1,686		
トータルコスト	2,493千円（前年度2,612千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進、適正な援護の実施							
事業内容の説明	災害救助法に基づく災害救助基金の積立に要する経費である。							

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課（内線：7142）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生統計費	12,451	6,400	6,051	9,918		(雑入) 12	2,521	
トータルコスト	30,201千円（前年度 24,627千円）[正職員：2.2人 非常勤職員：0.8人]							
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明	保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査等に要する経費である。							
【主な統計調査】								
調査名				実施時期		調査周期		
国民生活基礎調査（世帯票）				6月予定		毎年		
※H22年度は大規模調査実施年度								
人口動態調査				毎月実施		毎年		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	220,955	219,078	1,877	213,073		〈雑入〉 12	7,870	
トータルコスト	236,284千円（前年度 234,820千円） [正職員：1.9人 非常勤職員：0.7人]							
主な業務内容	各種手当申請の審査・支払、療養費支給請求に対する支払、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	適正な援護の実施							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2. 主な事業内容 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	4,640	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国 10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	210,956	各種手当の認定及び支給事務、介護保険等利用助成 (国 10/10) (国 8/10・県 2/10) (国 1/2・県 1/2)						
	570	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成等 (補助率 4/5、国 2/3・県 1/3、単県)						
標準事務費	1,867	事業に係る標準事務費 (国 10/10) (国 1/2・県 1/2)						
人件費	2,422	非常勤職員 1名の人件費 (単県)						
合計	220,955							
職員人件費	266,202	244,451	21,751	14,947		(手数料) 311	250,944	
事業内容の説明								
一般職員 36名の人件費である。								

3項 保健所費

1目 保健所費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	1,128	1,128	0				1,128	
トータルコスト	1,128千円（前年度 1,128千円）							
主な業務内容	保健所との連絡調整、派遣研修内容検討							
工程表の政策目標（指標）	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
保健所に関する指導及び管理を行うとともに、公衆衛生に関する業務に従事している保健師等を国立保健医療科学院が実施する研修等に派遣するために要する経費である。								

福祉保健課（内線：7858）

東部総合事務所福祉保健局（電話：0857-22-5163）

中部総合事務所福祉保健局（電話：0858-23-3121）

西部総合事務所福祉保健局（電話：0859-31-9315）

日野総合事務所福祉保健局（電話：0859-72-2080）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域保健医療推進事業	3,625	3,494	131				3,625	
トータルコスト	6,045千円（前年度5,980千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	保健所ネットワークシステム関係課との連絡調整、保守料等の支払事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 保健所ネットワークシステム（保健・医療・福祉に関する情報を収集、分析するためのオンラインシステム）の運営に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 東部総合事務所福祉保健局運営費	16,571	18,091	△1,520				16,571	
トータルコスト	73,047千円（前年度76,086千円）〔正職員：7.0人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 東部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 中部総合事務所福祉保健局運営費	4,277	3,704	573				4,277	
トータルコスト	28,481千円（前年度28,559千円）〔正職員：3.0人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 中部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 西部総合事務所福祉保健局運営費	25,254	25,677	△423			(雑入) 21	25,233	
トータルコスト	55,106千円（前年度56,332千円）〔正職員：3.7人 非常勤職員2.3人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 西部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
<地方機関計上予算> 日野総合事務所福祉保健局運営費	2,627	2,466	161			(雑入) 9	2,618	
トータルコスト	28,445千円（前年度28,978千円）〔正職員：3.2人 臨時職員：1.0人〕							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	障がい者や高齢者が地域で自立して暮らしていけるように地域で支え合う体制づくりを推進							
事業内容の説明 日野総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

福祉保健課（内線：7858）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	625,888	630,277	△4,389				625,888	
事業内容の説明 一般職員88名の人件費である。								

4項 医薬費

福祉保健課（内線：7858）

1目 医薬総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	466,824	453,101	13,723			(手数料17,000) (雑入210) 17,210	449,614	
事業内容の説明 一般職員52名及び定数外職員10名の人件費である。								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7866・7157）→事業実施：障がい福祉課

2目 身体障がい者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
聴覚障がい者生活支援モデル事業	1,000	1,000	0				1,000									
トータルコスト	1,807千円（前年度1,829千円） [正職員：0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務等															
工程表の政策目標（指標）	—															
説 明																
<p>1 事業の目的</p> <p>手話を必要とする聴覚障がい者に、日中活動の機会や集える場を確保し、コミュニケーション手段の確保と各種情報提供を行うことにより、お互いの生活を高め合い、健康や生きがいを維持し、自立した地域生活へと結び付ける。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>西部圏域にてモデル的に2年間（平成21～22年度）、聴覚障がい者を対象とした日中活動、教養講座を開催する団体へ支援する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>○補助対象者 米子市 補助率1/2</p> <p>○間接補助事業者 NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</p> <p>【平成22年度聴覚障がい者生活支援モデル事業概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>人数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴覚障がい者等</td> <td>週1～2回程度</td> <td>30名程度</td> <td>創作活動、レクリエーション、社会見学、学習などコミュニケーションの保障を図り、地域で生活するための活力を養う</td> </tr> </tbody> </table>									対象者	回数	人数	内 容	聴覚障がい者等	週1～2回程度	30名程度	創作活動、レクリエーション、社会見学、学習などコミュニケーションの保障を図り、地域で生活するための活力を養う
対象者	回数	人数	内 容													
聴覚障がい者等	週1～2回程度	30名程度	創作活動、レクリエーション、社会見学、学習などコミュニケーションの保障を図り、地域で生活するための活力を養う													
身体障害者更生相談所費	5,224	4,778	446				5,224									
トータルコスト	10,065千円（前年度 9,749千円） [正職員：0.6人]															
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、入所調整会議、身体障害者の援護に係る各種研修の開催															
工程表の政策目標（指標）	—															
説 明																
<p>1 事業の目的</p> <p>身体障害者更生相談所が行う医学的・心理的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談事業、定期相談事業</li> <li>・障害程度審査委員会</li> <li>・地域リハビリテーション推進事業</li> <li>・リハビリテーション関係職員研修事業、市町村職員研修事業</li> </ul>																

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																
身体障がい者福祉費	5,389	5,716	△327	355			5,034																																																																
トータルコスト	6,196千円（前年度6,545千円）〔正職員：0.1人〕																																																																						
主な業務内容	補助金交付事務及び相談員等手当支払い事務等																																																																						
工程表の政策目標（指標）	-																																																																						
説明																																																																							
1 事業の目的 身体障害者相談員を設置して身体障がい者の在宅生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。																																																																							
2 事業の内容 (単位：千円)																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th colspan="7">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者相談員設置事業</td> <td>1,968</td> <td colspan="7">身体障害者相談員（79人）の設置に要する経費等</td> </tr> <tr> <td>身体障害者相談員活動推進事業</td> <td>2,561</td> <td colspan="7">身体障害者相談員の指導、研修業務に当たる推進員を県身体障害者福祉協会に設置する。</td> </tr> <tr> <td>県身体障がい者福祉大会開催等事業</td> <td>150</td> <td colspan="7">身体障がい者福祉大会の開催に対し助成する。</td> </tr> <tr> <td>身体障害者相談員活動強化事業</td> <td>620</td> <td colspan="7">身体障害者相談員に対する研修会の開催を県身体障害者福祉協会に委託する。（補助率：国1/2、県1/2）</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>90</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,389</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	事業内容							身体障害者相談員設置事業	1,968	身体障害者相談員（79人）の設置に要する経費等							身体障害者相談員活動推進事業	2,561	身体障害者相談員の指導、研修業務に当たる推進員を県身体障害者福祉協会に設置する。							県身体障がい者福祉大会開催等事業	150	身体障がい者福祉大会の開催に対し助成する。							身体障害者相談員活動強化事業	620	身体障害者相談員に対する研修会の開催を県身体障害者福祉協会に委託する。（補助率：国1/2、県1/2）							標準事務費	90								合計	5,389							
区分	予算額	事業内容																																																																					
身体障害者相談員設置事業	1,968	身体障害者相談員（79人）の設置に要する経費等																																																																					
身体障害者相談員活動推進事業	2,561	身体障害者相談員の指導、研修業務に当たる推進員を県身体障害者福祉協会に設置する。																																																																					
県身体障がい者福祉大会開催等事業	150	身体障がい者福祉大会の開催に対し助成する。																																																																					
身体障害者相談員活動強化事業	620	身体障害者相談員に対する研修会の開催を県身体障害者福祉協会に委託する。（補助率：国1/2、県1/2）																																																																					
標準事務費	90																																																																						
合計	5,389																																																																						
身体障がい者福祉事業振興費（点字図書館運営費等補助金）	27,628	27,308	320	13,814			13,814																																																																
トータルコスト	28,435千円（前年度28,137千円）〔正職員：0.1人〕																																																																						
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																																																																						
工程表の政策目標（指標）	-																																																																						
説明																																																																							
1 事業の目的 点字刊行物、視覚障がい者用の録音物等を製作し、利用を促進するとともに点訳を行う者の養成等を行う点字図書館の運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立と社会参加を促進する。																																																																							
2 事業の内容 点字図書館運営費補助金（27,628千円） 社会福祉法人が設置する点字図書館に対して運営費を助成する。（国1/2、県1/2）																																																																							
【施設概要】																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス点字図書館</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td>（社福）鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等</td> </tr> <tr> <td>職員体制</td> <td>館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館	運営主体	（社福）鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等	職員体制	館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名																																																			
区分	内容																																																																						
施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館																																																																						
運営主体	（社福）鳥取県ライトハウス																																																																						
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																																																																						
主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等																																																																						
職員体制	館長、司書（兼音声訳指導員）、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名																																																																						

障害福祉課（内線：7866・7193）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （聴覚障がい者相談 員設置事業）	16,460	15,453	1,007	8,230			8,230													
トータルコスト	18,074千円（前年度17,110千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整、その他事業進行管理業務																			
工程表の政策目 標（指標）	—																			
説 明	<p>1 事業の目的 聴覚障がいのある方は、コミュニケーション障がいのため、直接既存相談機関等を利用することが困難な状況にあることから、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な聴覚障がいのある方の相談を行う「聴覚障がい者相談員」を配置し、聴覚障がい者の相談支援の充実を図る。</p> <p>2 事業の内容 県内各圏域に聴覚障がい者相談員を1名ずつ配置する。 聴覚障がい者等に係る相談、助言及び援助に関すること。 聴覚障がい者等のケアマネジメントに関すること。 市町村地域生活支援センター等の相談支援機関との連絡・調整・連携に関すること。</p> <table border="1" data-bbox="256 860 1294 1021"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>委 託 先</th> <th>人 役</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>鳥取県ろうあ団体連合会</td> <td>1.0人役</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1.0人役 (対前年度+0.2人役)</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1.0人役</td> </tr> </tbody> </table>								圏域	委 託 先	人 役	東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1.0人役	中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役 (対前年度+0.2人役)	西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役
圏域	委 託 先	人 役																		
東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1.0人役																		
中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役 (対前年度+0.2人役)																		
西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1.0人役																		
〔廃止〕 身体障がい者グルー プホーム支援事業	0	8,702	△8,702																	
トータルコスト	0千円（前年度 9,531千円）〔正職員：0.0人〕																			
主な業務内容	—																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明	<p>平成21年10月1日より、身体障がい者も障害者自立支援法上のケアホーム（共同生活介護）及びグループホーム（共同生活援助）のサービスの対象となったため、県独自で制度化していた身体障がい者対象のグループホームに対する支援である本事業を廃止する。</p>																			



3目 知的障がい者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	2,050	2,649	△599				2,050	
トータルコスト	22,220千円（前年度 23,362千円）〔正職員：2.5人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								
1 事業の目的 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定や入所調整等に要する経費である。								
2 事業の内容 ・相談及び判定業務 ・市町村職員等研修事業								
知的障がい者福祉費	4,233	4,230	3	175			4,058	
トータルコスト	5,847千円（前年度5,887千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								
1 事業の目的 知的障がい者に対する相談体制の充実・強化を図るとともに当事者団体の研修事業等への助成を行う。								
2 事業の内容								
(単位：千円)								
区分	予算額	内容						
知的障害者相談員設置事業	1,171	知的障害者相談員（47人）の設置に要する経費等である。						
知的障害者相談員活動推進事業	2,572	知的障害者相談員に対する指導・援助、連絡会の開催等を行う。 〔委託先：(社)鳥取県手をつなぐ育成会〕 ※研修会経費(350千円)については国1/2、県1/2						
鳥取県手をつなぐ育成会補助金	490	知的障がい児(者)の保護者を対象とした研修事業、社会啓発事業の実施に要する経費を補助する。 〔交付先：(社)鳥取県手をつなぐ育成会〕						
合計	4,233							

8目 特別医療費助成事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度心身障がい者医療費等助成事業費	676,896	652,474	24,422				676,896	
トータルコスト	677,703千円(前年度653,303千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

説明

1 事業の目的

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

2 事業の内容

重度心身障がい者の医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

[対象者]

- ・ 1～2級身体障害者手帳の所持者
- ・ IQ35以下の知的障がい者
- ・ IQ50以下の知的障がい者で3～4級身体障害者手帳の所持者

[所得制限等]

- ・ 本人の年間所得額が一定の金額未満の者に助成
- ・ 基準額：扶養親族が0人の場合、年間1,595千円未満
- ※基準額は扶養親族の数により異なる

[自己負担額]

- ・ 1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割を負担
- ・ ただし、次の①～③に該当する場合は、自己負担額なし
- ①市町村民税非課税世帯（自立支援医療の対象者のうち未申請者を除く。）
- ②自立支援医療の高額治療継続者（人工透析等）がその医療を受けた場合
- ③障害者自立支援法等の「境界層」該当者の証明書の交付を受けた方

[月額負担上限]

区分	通院	入院
一般	2,000円	10,000円
低所得	1,000円	5,000円

※低所得：本人が市町村民税非課税

(単位：千円)

区分	予算額	内容
医療費補助金	660,436	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
事務費補助金	13,060	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対して広報等に要する費用を交付するために要する経費 ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円
標準事務費	450	
合計	676,896	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定疾病医療費助成事業費	55,612	67,550	△11,938				55,612	
トータルコスト	56,419千円（前年度68,379千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1. 事業の目的

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、特定疾病で医療を受けている者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び経済的負担の軽減を図る。

2. 事業の内容

特定疾病で医療を受けている者に係る医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

〔対象者〕

- ・20歳未満の厚生労働大臣の定める慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、神経・筋疾患の患者
- ・20歳以上の厚生労働大臣の定める先天性代謝異常（先天性クレチン病、フェニルケトン尿症等）の患者

〔所得制限等〕

なし

〔自己負担額〕

入院：1,200円／日（低所得世帯※は月15日まで）

通院：530円／回（1月4回を限度）

※ 低所得者世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けた者

（単位：千円）

区分	予算額	内容
医療費補助金	53,249	医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）
事務費補助金	1,963	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）
標準事務費	400	
合計	55,612	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭医療費助成事業費	117,117	114,027	3,090				117,117	
トータルコスト	117,924千円（前年度114,856千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1 事業の目的

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、ひとり親家庭の医療費に対して助成し、ひとり親家庭の健康の保持及び経済的負担の軽減を図る。

2 事業の内容

ひとり親家庭に係る医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

〔対象者〕

ひとり親家庭の18歳に達した日の属する年度末までの児童及びその父母等

〔所得制限等〕

所得税非課税世帯

〔自己負担額〕

入院：1,200円/日（低所得世帯※は月15日まで）

通院：530円/回（1月4回を限度）

※ 低所得者世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けた者

（単位：千円）

区分	予算額	内容
医療費補助金	111,943	医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）
事務費補助金	4,774	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）
標準事務費	400	
合計	117,117	

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者医療費助成事業	61,167	80,008	△18,841				61,167	
トータルコスト	61,167千円（前年度80,008千円）〔重度心身障害者医療費等助成事業費で一括計上〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

説 明

1 事業の目的

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、精神障がい者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

2 事業の内容

精神障がい者の医療費の本人負担分（3割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

〔対象者〕

1級の精神障害者保健福祉手帳の所持者

〔所得制限等〕

- ・本人の年間所得額が一定の金額未満の者に助成
- ・基準額：扶養親族が0人の場合、年間1,595千円未満
- ※基準額は扶養親族の数により異なる

〔自己負担額〕

- ・1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割を負担
- ・ただし、次の①～③に該当する場合は、自己負担額なし
- ①市町村民税非課税世帯（自立支援医療の対象者のうち未申請者を除く。）
- ②自立支援医療の高額治療継続者（統合失調症等）がその医療を受けた場合
- ③障害者自立支援法等の「境界層」該当者の証明書の交付を受けた方

〔月額負担上限〕

区 分	通 院	入 院
一 般	2,000円	10,000円
低所得	1,000円	5,000円

※低所得：本人が市町村民税非課税

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
医療費補助金	60,293	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
事務費補助金	474	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)
標準事務費	400	
合 計	61,167	

障害福祉課（内線：7・152）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児医療費助成事業費	388,401	360,818	27,583				388,401	
トータルコスト	389,208千円（前年度361,647千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明	<p>1 事業の目的 鳥取県特別医療費助成条例に基づき、小児の医療費に対して助成し、子どもの健康の保持及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業の内容 小学校就学前の小児に係る医療費の本人負担分（2割等）から一部自己負担を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。 〔対象者〕 入院：小学校就学前の小児、通院：小学校就学前の小児 〔所得制限等〕 なし 〔自己負担額〕 入院：1,200円/日（低所得世帯※は月15日まで） 通院：530円/回（1月4回を限度） ※ 低所得者世帯：限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けた者</p>							
								（単位：千円）
区分	予算額		内容					
医療費補助金	363,897		医療費の助成に要する経費 （県1/2、市町村1/2）					
事務費補助金	24,204		市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 （県1/2、市町村1/2）					
標準事務費	300							
合計	388,401							

障害福祉課（内線：7193）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

11目 知的障がい者福祉施設費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
厚生事業団経営安定化支援事業（白兔はまなす園土地使用料）	3,540	3,540	0				3,540	
トータルコスト	3,540千円（前年度3,540千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	契約事務、決算事務、監査関係事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	<p>1 事業の目的 平成17年4月1日付けで旧県立施設を譲渡した社会福祉法人鳥取県厚生事業団の経営安定化を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p>							
								（単位：千円）
区分	予算額		事業内容					
白兔はまなす園土地使用料	3,540		白兔はまなす園の敷地の借受に要する経費					

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「あいサポート運動」事業	10,316	3,023	7,293	310			10,006	
トータルコスト	19,191千円（前年度7,994千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	「あいサポート運動」の普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること並びに障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するため、必要な啓発活動を実施する。

2 主な事業内容

事業内容	事業費	財源	備考
(1) キャラバン隊による啓発と「あいサポート企業(団体)」の認定 商店街、コンビニ、交通機関等へのキャラバン隊による啓発を実施。企業を訪問し、「あいサポート運動」に協力する企業、団体を募集し、「あいサポート企業(団体)」として認定。	246	単県	
(2) 障がい特性、サポートの内容を記録したDVDの作成 身体障がい（視覚、聴覚、肢体不自由、内部）、重症心身障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がいの10の障がい分野について、障がいの特性や、サポートの内容をわかりやすく記録したDVDを作成し、研修会、イベント等で上映し、あいサポーター育成に役立てる。	3,564	単県	委託
(3) 障害者週間（12月3日～9日）における取組 障害者週間に係る啓発活動の一環として、「あいサポート運動」創設1周年記念イベントの開催、駅等におけるキャラバン隊によるチラシの配布、障害者週間ポスター・心の輪を広げる体験作文（あいサポート作文）の募集、精神障がいに関する正しい知識の普及等を行う。	2,711	国庫 単県	
(4) 「あいサポーター研修」の実施と研修会講師の養成 「あいサポーター」としての知識を身につける研修を開催する。また、「あいサポーター」の増加を図るため、あいサポーター研修の講師として派遣することが出来る講師を養成する。	391	単県	
(5) 県民啓発資料の作成等 障がい特性、障がいごとのサポートの内容をわかりやすく解説したミニパンフレット等を作成するとともに、障がい者を支援するために必要な制度や、事業等を掲載した冊子等を購入し、県民啓発に役立てる。	3,404	単県	
計	10,316		

3 これまでの取組状況、改善点

- 障がい者を取り巻く社会環境は、障がい者の日常生活や社会参加、働く場の確保、情報収集などにおいてさまざまな障壁があり、障がい者が不自由や不利益を被る状況はなくなっていない。
- 障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するためには、障がいを理由とする差別が発生しないよう、県民が障がい及び障がいがある人に対する理解を深めるための継続的な取り組みを進めていくことが重要である。
- このため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮を理解して、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただく制度を平成21年11月28日に創設した。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考																																								
				国庫支出金	起債	その他																																									
(新) 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	7,036	0	7,036			7,036																																									
トータルコスト	11,877千円（前年度0千円）〔正職員：0.6人〕																																														
主な業務内容	審査委員会の開催、審査等																																														
工程表の政策目標（指標）	-																																														
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・概要 安定した障害福祉サービス事業所運営を可能とすること、事業所運営に必要な環境整備を図ることを目的として融資制度、助成制度を設ける。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度の創設</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる保証人有（金融機関の取扱いによる）</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元金均等毎月償還方式（繰上償還可）</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>審査委員会の開催</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>357千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>一般財源</td> </tr> </table> <p>(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,323千円</td> </tr> </table> <p>(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県2/3</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>5,356千円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> </table>							貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	貸付限度額	500万円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる保証人有（金融機関の取扱いによる）	資金用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）	償還期間	5年以内	据置期間	6ヶ月以内	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）	事業概要	審査委員会の開催	予算額	357千円	財源	一般財源	事業主体	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助	財源内訳	県10/10	補助対象経費	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成	予算額	1,323千円	事業主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など	限度額	1,000千円	補助率	県2/3	予算額	5,356千円	摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査
貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																														
貸付限度額	500万円																																														
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる保証人有（金融機関の取扱いによる）																																														
資金用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）																																														
償還期間	5年以内																																														
据置期間	6ヶ月以内																																														
償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）																																														
事業概要	審査委員会の開催																																														
予算額	357千円																																														
財源	一般財源																																														
事業主体	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助																																														
財源内訳	県10/10																																														
補助対象経費	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成																																														
予算額	1,323千円																																														
事業主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																														
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など																																														
限度額	1,000千円																																														
補助率	県2/3																																														
予算額	5,356千円																																														
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																														
3 これまでの取組状況、改善点	<p>工賃3倍計画事業を活用し、就労事業の活性化に取り組んできたが、障がいのある方が生きる喜び（就労による喜び、達成感）を感じながら地域の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう、福祉施設の経営の安定化を図るための支援を実施する。</p>																																														



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就労支援推進事業	2,955	1,247	1,708	854			2,101	

トータルコスト	4,569千円（前年度 2,904千円）〔正職員：0.2人〕						
主な業務内容	委託料の支払い、謝金の支払い 等						
工程表の政策目標（指標）	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 （目標値：一般就労への移行者数64人（平成23年度～平成30年度において毎年））						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- (1) 障がい者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図ることを目的としたジョブコーチ地方セミナーを開催する。
- (2) 障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を支給する。

2 主な事業内容

(1) ジョブコーチ地方セミナー事業

目的	障がい者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図る。
内容	障がい者の就労支援を行う人材の育成を図ることにより、本県の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、ジョブコーチのセミナーを開催する。 ＜対象者＞ 福祉施設職員、就労支援機関職員、医療、保健機関職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者就労支援に関心のある方
予算額	1,708千円
財源	国1/2

(2) 実習受入謝金の支給

概要	障がい者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化を図ることを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対し、謝金を支給する。
謝金額	福祉施設からの実習の受入企業に対し、謝金を支給実習受入日数により区分。 3日以上7日以内 7,500円/回・人 8日以上 10,000円/回・人
予算額	1,247千円
財源	県10/10

3 これまでの取組状況、改善点

【指標】福祉施設における就労から一般就労への移行：64人

→【現状】28人（平成21年9月末）

前年度は、一般就労支援に有効な、施設外支援（職場実習）を協力企業への謝金の支給により、施設外就労（障がい者と職員がグループを組んで企業内で請負作業を行う支援）を事業所への補助金等により、奨励した。

障がい者が生きる喜び（就労による喜び、達成感）を感じながら地域の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援するため、職員の就労支援スキルの向上を推進する。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模作業所等工賃3倍計画事業	12,503	14,134	△1,631	6,251			6,252	

トータルコスト 20,571千円（前年度 22,419千円）〔正職員：1.0人〕

主な業務内容 検討委員会運営、実態調査の実施、セミナー開催、委託契約事務等

工程表の政策目標（指標） -

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

小規模作業所等で働く障がいのある方の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会福祉給付等による収入と合わせることで、地域において障がいのある方の自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図る。  
併せて、小規模作業所等の経営改善及び工賃向上に対する職員等の意識改革を図る。

2 主な事業内容

障がいのある方が単身で衣食住の出費に必要な最低水準を「月額10万円」に設定。障害年金（2級：月額約6万6千円）に、平成18年度の工賃（県平均約1万1千円）を3倍にさせ、3万3千円にすることにより「月収10万円」を実現するため、次の事業を実施する。

（単位：千円）

項目	事業内容	予算額	備考
新事業展開等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家を配置し、事業所を支援</li> <li>・事業所からの相談申込みに基づく支援</li> <li>・県の訪問調査への同行による課題の把握</li> <li>・課題に対応した相談支援（電話・訪問）</li> <li>・集合研修に参加できない事業所に対する出前研修の実施</li> </ul>	4,957	委託
債務保証料補助事業	（独行）福祉医療機構等から「設備投資資金」、「就労支援事業用資金（運転資金）」を借り入れた際に（財）社会福祉振興・試験センター等が行う「債務保証」を利用した場合の保証料（借入金の0.65%）の1/2を助成	130	
人材育成・体制整備	<p>① トップセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長、施設長等を対象</li> <li>・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進</li> <li>・事業所における支援力の必要性、ビジネス力（経営力）の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所、利用者の欠席が少ない事業所の施設長による成功例の発表等</li> </ul> <p>② ビジネスマナーセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模作業所等の職員を対象</li> <li>・販路拡大、就職活動等、ビジネスを行う上で最低限必要なマナーの修得を図る</li> </ul>	1,218	委託
販売・受注拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の訪問による発注可能作業の把握</li> <li>・事業所の訪問による状況把握、企業情報の提供</li> <li>・事業所案内リーフレットの作成</li> <li>・事業所製品を紹介する「商談会」の開催</li> <li>・小売店で事業所製品を販売する「ハートフルコーナー」の設置</li> </ul>	1,733	委託
情報集積・活用事業	ホームページの維持・管理（情報の定期・随時更新）	646	委託
NPO法人鳥取県就労事業振興センター機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部福祉保健局内に振興センターの事務所を開設（駐在員1名配置）</li> <li>・東部管内における委託事業実施のための連絡・調整を行う</li> </ul>	3,346	委託
検討委員会	「工賃3倍計画」の進捗状況の点検・評価（年3回開催）	473	
計		12,503	

※委託先は、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターを予定。

3 これまでの取組状況、改善点

前年度は、販路・受注開拓員の配置、品評会・商談会の開催、研修会の開催、相談体制の整備により、各事業者の主体的な取組みの支援を実施した。

本年度は、事業所のニーズ、課題の把握に重点を置き、個々の事業所の実態（課題、利用者実態）に合った支援を推進する。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取発！農福連携モデル事業	(45,201) 3,861	(0) 0	(45,201) 3,861			(41,340)	(3,861) 3,861	

トータルコスト 11,929千円 (前年度 0千円) [正職員：1.0人]  
 主な業務内容 農業基礎研修開催、集落営農組織視察調整、委託料事務等  
 工程表の政策目標(指標) —  
 事業内容の説明 ※上段( )内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

障がい者の新たな就労の場として、農業分野への就労を促進するため、農作業の実践モデル事業を通じて、就労系障がい者福祉施設における就労事業としての農作業受託システムの体系を検討するとともに、収益事業としての農業生産活動の促進と、将来的には一般就労を期待できる農業分野との連携を推進する。

2 主な事業内容

(1) 農福連携実践モデル事業

目的	障がい者が様々な農作業を体験する実践モデル事業を実施して、農作業を行うために必要な工程分析を行い、効率的な作業体系、指導方法を検証し、障がい者が受託可能な農作業のリストアップと支援体制の確立を目指す。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所のニーズ把握</li> <li>・障がい者が有償ボランティア等の支援を受けながら様々な農作業を体験する機会を提供</li> <li>・コーディネーター2名、事務補助員1名の配置</li> <li>・協力農家等への謝金支払</li> <li>・農業関係者等を対象とした研修</li> <li>・個々の実践モデルの検証を通じたマッチング体制の検討</li> </ul> ※雇用創出人数：9人(3人×3圏域×1.2か月)
予算額	(41,340千円)
財源	ふるさと雇用再生特別交付金 10/10

※ 各総合事務所に障がい者就労支援のためのプロジェクトチームを設置し、地域の実情に応じた農福連携実践モデルを実施する。

(2) 有償ボランティア制度

目的	障がい者の農業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア(農業技術の指導ができる方、障がい特性の理解のある方)制度」を創設
内容	施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付
予算額	2,160千円
財源	一般財源

(3) 研修事業

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野での障がい者就労の新たな展開、受入れ事例、雇用管理、農産物の栽培管理、農業経営、農地の適正な利用等の習得のための研修を実施</li> <li>・農業生産現場(営農)の実態把握、受託可能な農作業について情報交換のための視察を実施</li> </ul>
予算額	1,701千円
財源	一般財源

3 これまでの取組状況、改善点

工賃3倍計画事業を活用し、就労事業の活性化に取り組んできたが、農業に取り組む事業所の多くは、農作業受託、自家消費農産物の生産、農産物販売・加工など規模や形態は様々で、就労事業としては未確立の状況である。農業分野への就労事業の職域拡大は、障がい者にとって「就労の場の拡大」「工賃向上」「生き甲斐の高まり」につながると期待されることから、連携した取組みを推進する。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 刑務所を出所した障がい者・高齢者のための地域生活定着支援センター設置事業	13,500	0	13,500	13,000			500	
トータルコスト	15,920千円（前年度0千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	地域生活定着支援センターの設置運営委託経費、普及啓発など							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

刑務所出所者のうち、帰住先がない高齢である者又は障がい者に対し、出所後円滑に福祉サービスへつなげるための支援を行う地域生活定着支援センターを設置する。（7月開所予定）

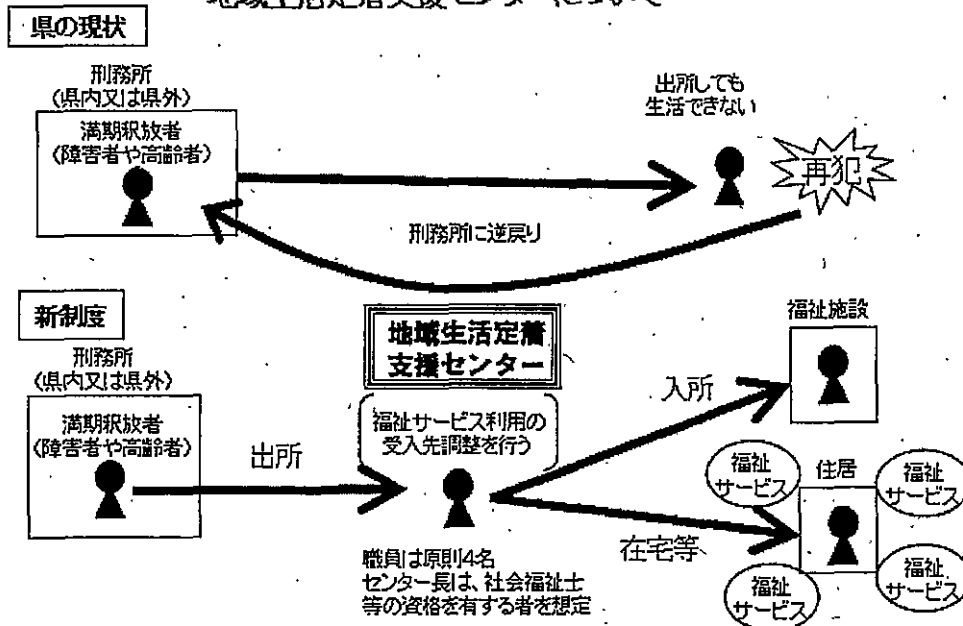
2 主な事業内容

実施主体	県（公募により決定する者に業務委託して実施）
財源内訳	国庫補助金10/10（県の事務費は一般財源）
対象者	保護観察所が行う特別調整の対象者（高齢者又は障がい者であって、帰住先がないため自立が困難と思われる者で、かつ、満期釈放される者）
委託内容	①刑務所に入所中の人に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所退所後の受入施設等の確保のための調整（帰住予定地の決定）</li> <li>刑務所退所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備</li> </ul> ②刑務所を退所した人にかかる支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人に対する処遇、福祉サービス等の利用に対する助言等</li> <li>適正な処遇が行われているか、個人情報の管理がなされているかなど、一定期間ごとのサービス評価</li> <li>本人・家族又は関係機関等に対する助言</li> <li>福祉サービス等の利用支援</li> </ul>

3 これまでの取組状況、改善点

刑務所に入所中の高齢又は障がいのある福祉の支援を必要とする者に対し、刑務所入所中から出所後直ちに福祉のサービスにつなげることができていない。地域生活定着支援センターを設置することにより関係機関と協働して、入所中から支援を行うことにより、福祉のサービスにつなげ、円滑な社会復帰を推進する。

地域生活定着支援センターについて



事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい者文化・芸術振興事業	2,815	2,815	0				2,815													
トータルコスト	4,429千円（前年度 4,472千円） [正職員：0.2人]																			
主な業務内容	補助対象事業者選定業務、補助金交付事務、作品展等開催業務																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
説明																				
<p>1 事業の目的</p> <p>障がい者の文化・芸術の普及啓発及び活性化を図る取組みにより、障がいのある方が、自ら「絵を描いてみたい」、「楽器を演奏したい」など、文化・芸術活動をやってみたいという意欲を高めるとともに、芽生えた意欲を受け止める活動の立ち上げを支援することにより、障がい者の文化・芸術活動の振興と社会参加を図り、もってノーマライゼーションの実現を促進する。</p>																				
<p>2 事業の内容</p> <p>(1) 障がい者文化・芸術活動支援事業</p> <p>県内の障がい等で構成する団体が継続的に実施する文化・芸術活動のうち、活動が優れたものについて、その活動の初期に係る経費の一部を支援する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助団体</td> <td>公募により選定された団体</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>活動経費</td> </tr> <tr> <td>補助基準</td> <td>200千円 ※補助は団体立ち上げ後、最長2年間</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>定額（単県）</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,015千円（200千円×5団体、審査委員会開催経費15千円）</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	補助団体	公募により選定された団体	対象経費	活動経費	補助基準	200千円 ※補助は団体立ち上げ後、最長2年間	補助率	定額（単県）	予算額	1,015千円（200千円×5団体、審査委員会開催経費15千円）
区分	内容																			
補助団体	公募により選定された団体																			
対象経費	活動経費																			
補助基準	200千円 ※補助は団体立ち上げ後、最長2年間																			
補助率	定額（単県）																			
予算額	1,015千円（200千円×5団体、審査委員会開催経費15千円）																			
<p>(2) 障がい者文化・芸術作品展等開催事業</p> <p>障がい者の文化・芸術に係る講演会、シンポジウム、作品展等を開催する。 【拡充】知事賞等の設置（知事賞1、金賞3、銀賞3、銅賞3）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>委託</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>講演会、シンポジウム及び作品展等の開催</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,800千円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施方法	委託	実施主体	県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）	事業内容	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催	対象経費	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費	予算額	1,800千円
区分	内容																			
実施方法	委託																			
実施主体	県（障害者文化・芸術作品等開催事業実行委員会へ委託）																			
事業内容	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催																			
対象経費	講演会、シンポジウム及び作品展等の開催に係る経費																			
予算額	1,800千円																			
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 障がい者文化・芸術活動支援事業</p> <p>活動経費助成が一部の団体に偏らない効果的な支援となるよう、「立ち上げに係る経費」と「新たな分野を優先」することに視点を置いた補助制度に変更。</p> <p>(2) 障がい者文化・芸術作品展等開催事業</p> <p>平成20年度から障がいの種別に関わりなく障がい者の文化・芸術作品を公募により応募・展示等する初めての試みとして実施。</p> <p>平成21年度は文化・芸術活動を行っている障がい者の励みとなるよう、芸術性に優れた作品を選考・表彰し、質の向上につながる第一歩として最優秀賞等各賞を設けた。</p> <p>また、更なる活動の促進・質の向上につなげるため、平成22年度から知事賞を設けることとした。</p>																				

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 第50回手をつなぐ育成会中国大会等開催助成事業費	400	0	400				400	
トータルコスト	400千円（前年度0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	第50回手をつなぐ育成会中国大会等の開催に対する助成							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
「第50回手をつなぐ育成会中国大会」及び同時開催される「第9回わたしたちの中国大会『すまいる大会』」を鳥取県で開催する経費の一部を主催する団体に対し補助する。 ※約5年に1度中国各県で持ち回りにより中国大会を開催 ※平成22年度は鳥取県が大会の当番県								
○第50回手をつなぐ育成会中国大会 ⇒親の大会 ○第9回わたしたちの中国大会「すまいる大会」 ⇒本人大会								
2 主な事業内容								
実施主体	社団法人手をつなぐ育成会							
開催時期	平成22年10月							
開催地	米子市							
参加人数	約1,200名（本人約300名） ※知的障がいのある方と保護者、育成会（親の会）会員、関係施設、学校、作業所、関係行政機関及びボランティア等福祉に理解のある方							
内容	中国地区の知的障がい者を対象に、講演及び各分科会等を実施							
県立障害者体育センター管理委託費（指定管理者制度）	6,286	6,286	0				6,286	
トータルコスト	6,286千円（前年度6,286千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託料の支払、指定管理者との協議等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立障害者体育センターの管理運営を指定管理者に委託するための経費である。 【施設の概要】								
区分	内容							
所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2							
設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため							
建築面積	992.65㎡							
開館年月日	昭和52年10月13日							
2 主な事業内容								
(1) 指定管理者の名称等								
区分	内容							
所在地	鳥取市伏野2259-43							
団体名	(社福)鳥取県厚生事業団							
代表者名	理事長 西原 昌彦							
(2) 指定の期間								
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）								
(3) 業務の内容								
ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務								
イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																							
(新) 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業	1,959	0	1,959				1,959																																																							
トータルコスト	1,959千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]																																																													
主な業務内容	補助金交付事務等																																																													
工程表の政策目標（指標）	-																																																													
事業内容の説明																																																														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>薬物依存症のリハビリ施設等の社会復帰施設の中には、サービス形態が、障害者自立支援法のサービス形態に適合しないため、公的支援を受けることができず、運営基盤が脆弱なところがあることから、当該施設の運営に要する経費の一部を、薬物依存症リハビリ施設等が障害者自立支援法のサービスとして位置付けられるまでの間助成することにより、薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。</p>																																																														
<p>2 主な事業内容</p> <p>薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td colspan="8">薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td colspan="8">薬物依存症者リハビリ施設</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="8">施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="8">1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">1,959千円</td> </tr> <tr> <td>補助対象期間</td> <td colspan="8">国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。</td> </tr> </table>									事業主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体								対象事業	薬物依存症者リハビリ施設								補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費								補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額								予算額	1,959千円								補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。							
事業主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体																																																													
対象事業	薬物依存症者リハビリ施設																																																													
補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費																																																													
補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額																																																													
予算額	1,959千円																																																													
補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。																																																													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまで、薬物・アルコール依存症対策は、薬物の不適正使用・有害使用の防止に重点がおかれ、依存症に対する治療的な視点が乏しく、対策が十分に行われず、依存症の患者が治療・支援を受けにくい状況がある。</p> <p>薬物依存症リハビリ施設が効果的に活動できるよう運営費の一部を助成する。</p>																																																														

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費	723,416	450,392	273,024			<基金繰入金> 685,931 <財産収入> 9,791	27,694	
トータルコスト	742,779千円（前年度 470,276千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
説 明	【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】							
1 事業の目的	<p>障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度に造成した県基金〔名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金〕を平成23年度までの間に取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。</p>							
2 事業の内容	（単位：千円）							
事 業 内 容								事 業 費 補 助 率
1. 事業者に対する運営安定化措置								183,176
(1) 事業運営安定化事業 旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前（移行前）額保障を90%を限度として助成。								22,275 国1/2, 県1/4, 市1/4
(2) 移行時運営安定化事業 事業運営安定化事業の適用を要さない旧体系施設が、新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入を保障。								104,525 国10/10
(3) 通所サービス等利用促進事業 送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成。  ◎補助基準額：1事業所あたり3,000千円以下								42,000 国1/2, 県1/4, 市1/4
(4) 新事業移行促進事業 特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者に応じて、事業所等に助成。  ◎補助基準額 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 1人につき5,700円 ・施設入所支援 1人につき4,750円								4,725 国1/2, 県1/4, 市1/4



(単位：千円)

事業内容	事業費補助率												
<p>(5) 事務処理安定化支援事業 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、利用者に対する安定した支援を確保するため事務職員を配置する場合に助成。 ◎補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="375 376 1050 504"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>事務職員の配置</th> <th>利用者1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人以下</td> <td>2名以上</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td>3名以上</td> <td>15千円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>4名以上</td> <td>10千円</td> </tr> </tbody> </table>	定員	事務職員の配置	利用者1人当たり	60人以下	2名以上	20千円	61人～80人	3名以上	15千円	81人以上	4名以上	10千円	<p>3,000 国1/2, 県1/4, 市1/4</p>
定員	事務職員の配置	利用者1人当たり											
60人以下	2名以上	20千円											
61人～80人	3名以上	15千円											
81人以上	4名以上	10千円											
<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 特別支援学校の在学学生、入院中の精神障がい者に対し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメントの実施に向けた調整会議等を実施する経費を助成。 ◎補助基準額：会議開催経費1事業所当たり60千円以内/回(年10回を限度)</p>	<p>3,510 国1/2, 県1/4, 市1/4</p>												
<p>(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、新たに必要となる物品購入費用を助成。 ◎補助基準額：1人当たり30千円以内</p>	<p>3,141 国1/2, 県1/4, 市1/4</p>												
<p>2. 新法への移行等への円滑な実施措置</p>	<p>327,967</p>												
<p>(8) 小規模作業所緊急支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、移行計画の策定を条件に定額を助成。 ◎補助基準額：1事業所当たり1,100千円以内</p>	<p>8,800 国10/10</p>												
<p>(9) 障害者自立支援基盤整備事業 旧法施設や小規模作業所が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行する場合等に必要となる施設又は事業所の増改築事業、設備整備に要する経費を助成。 ◎補助基準額： ・新体系サービスで必要となる改修・増築・備品整備 改修・増築20,000千円、設備整備5,000千円 ・開設準備経費 1事業所1,000千円 ・大規模な生産設備整備 1施設100,000千円</p>	<p>170,000 国10/10</p>												
<p>(10) 移行等支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑な移行を支援するためにコンサルタント・相談員の派遣等を行うもの。</p>	<p>7,000 国10/10</p>												
<p>(11) 障害者地域移行体制強化事業 ①障害者地域移行促進強化事業 1,400 ②グループホーム・ケアホーム移行促進事業 3,000 ③地域移行支援事業 1,900 ④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 9,000 ⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障がい者の地域移行支援事業 3,000 ⑥精神障がい者等の家族に対する支援事業 3,600</p>	<p>21,900 国10/10</p>												

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率										
(12) 一般就労移行等促進事業 ①職場実習・職場見学促進事業 12,800 ②就労支援ネットワーク強化・充実事業 3圏域 3,000 ③施設外就労等による一般就労移行助成事業 20人 2,000 ④障害者一般就労・職場定着促進支援事業 1,350 ⑤離職・再チャレンジ支援助成事業 30人 1,200 ⑥目標工賃達成助成事業 1,620 ⑦就労継続支援A型への移行助成事業 6事業所 3,600	25,570       国10/10										
(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者数要件に満たない小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の作業所の円滑な統合に向けた会議の開催や、コーディネーターを派遣。	4,400  国10/10										
(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 障がい者が地域で安心して生活するため、市町村自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の充実強化を図る。	21,192  国10/10										
(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障がい児の支援が円滑に行われるよう、障がい児を持つ親同士の交流の場等の整備。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	1,500  国10/10										
(16) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。 ◎補助基準額 <table border="1" data-bbox="379 981 1054 1137"> <thead> <tr> <th>市町村人口規模</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000人以上</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上100,000人未満</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上30,000人未満</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table>	市町村人口規模	補助基準額	100,000人以上	3,000千円	30,000人以上100,000人未満	1,800千円	5,000人以上30,000人未満	1,200千円	5,000人未満	600千円	1,397  国10/10
市町村人口規模	補助基準額										
100,000人以上	3,000千円										
30,000人以上100,000人未満	1,800千円										
5,000人以上30,000人未満	1,200千円										
5,000人未満	600千円										
(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障がい者等に対して、地域における障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。 ◎補助基準額：1市町村1,700千円以内(3年間)	11,400  国10/10										
(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障がい者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受入れ体制の整備を図るための取り組みを行うもの。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	4,500  国10/10										
(19) 重度活訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 訪問系サービスを利用する重度障がい者の地域生活を支援するため、市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成。	10,492  国10/10										
(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設等が新体系サービスへ移行するために必要な経費に対して助成。 ◎補助基準額：1施設当たり2,500千円以内	5,000  国10/10										



障害福祉課（内線：7152・7856）→事業実施：障がい福祉課

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉事業費 (3障がい手帳事務費)	5,472	5,729	△257				5,472	
トータルコスト	61,141千円 (前年度62,896千円) [正職員：6.9人、非常勤職員：1.6人]							
主な業務内容	3障がい手帳(身体・療育・精神)の発行・管理業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								
<p>1 事業の目的</p> <p>3障がい手帳(身体・療育・精神)統合に伴い、各手帳の発行・管理業務を統括することにより、障害福祉サービスの根幹である手帳制度の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 3障がい手帳(身体・療育・精神)発行・管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3障がい手帳(身体・療育・精神)の発行・管理</li> <li>・ 災害時要援護者情報の登録</li> <li>・ 点字等による情報提供希望者の登録</li> </ul> <p>(2) 障がい者の援護に係る市町村間の調整業務</p> <p>※平成22年4月から肝臓機能障害が新たに身体障害者手帳の対象として追加される。</p>								
障がい者福祉事業費 (障がい者福祉事務費)	2,466	2,433	33				2,466	
トータルコスト	5,693千円 (前年度 5,747千円) [正職員：0.4人 非常勤職員：0.2人]							
主な業務内容	鳥取県障害者施策推進協議会等の開催、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								
<p>1 事業の目的</p> <p>鳥取県障害者施策推進協議会の開催及び福祉フォーラム開催経費の助成を行う。</p> <p>2 事業の内容</p>								
(単位：千円)								
区 分	内 容						予算額	
鳥取県障害者施策推進協議会	障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。						1,466	
福祉フォーラム開催支援事業費補助金	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム開催経費の一部を助成する。						1,000	
合 計						2,466		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
新事業体系移行施設 運営費（精神障がい 者生活訓練施設等運 営費）	153,729	153,729	0	76,863			76,866																			
トータルコスト	155,343千円（前年度155,386千円）〔正職員：0.2人〕																									
主な業務内容	補助金交付事務等																									
工程表の政策目 標（指標）																										
<p>説 明</p> <p>1 事業の目的 精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>2 事業の内容 精神障がい者社会復帰施設の運営について補助する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障がい者社会復帰施設 運営費補助金</td> <td>153,729</td> <td>生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、 通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経 費（国1/2、県1/2）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	精神障がい者社会復帰施設 運営費補助金	153,729	生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、 通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経 費（国1/2、県1/2）												
区 分	予算額	内 容																								
精神障がい者社会復帰施設 運営費補助金	153,729	生活訓練施設（2カ所）、福祉ホームB型（2カ所）、 通所授産施設（1カ所）の運営費の補助に要する経 費（国1/2、県1/2）																								
特別障害者手当等支 給事業費	123,280	134,790	△11,510	91,942			31,338																			
トータルコスト	125,700千円（前年度137,276千円）〔正職員：0.3人、非常勤職員：0.1人〕																									
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																									
工程表の政策目 標（指標）	—																									
<p>説 明</p> <p>1 事業の目的 日常生活において常時特別な介護を要する町村在住の在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （国3/4、県1/4）</p> <p>2 事業の内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>予 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当（3,942人）</td> <td>26,440円/月</td> <td>109,438</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当（833人）</td> <td>14,380円/月</td> <td>12,578</td> </tr> <tr> <td>福祉手当（経過措置分）（38人）</td> <td>14,380円/月</td> <td>574</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>—</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>—</td> <td>123,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）の人数は延受給者見込数</p>									区 分	単 価	予 算 額	特別障害者手当（3,942人）	26,440円/月	109,438	障害児福祉手当（833人）	14,380円/月	12,578	福祉手当（経過措置分）（38人）	14,380円/月	574	標準事務費	—	690	合 計	—	123,280
区 分	単 価	予 算 額																								
特別障害者手当（3,942人）	26,440円/月	109,438																								
障害児福祉手当（833人）	14,380円/月	12,578																								
福祉手当（経過措置分）（38人）	14,380円/月	574																								
標準事務費	—	690																								
合 計	—	123,280																								

障害福祉課（内線：7889）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
福祉の店販売機能強化事業	6,538	5,604	934				6,538																			
トータルコスト	8,958千円（前年度 6,433千円）〔正職員：0.3人〕																									
主な業務内容	補助金交付事務等、制度見直し業務 等																									
工程表の政策目標（指標）	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 現在、多くの小規模作業所等において単独では対応することが困難な状況にある授産商品の販売について、作業所同士の連携のもと常設で販売する福祉の店を設置し、集約してこれら商品を主体的に販売することにより、授産活動を活性化させ、もって障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 小規模作業所等が製作する授産商品を常設で販売する福祉の店について、次の要件を満たす福祉の店に運営費の補助を行う市町村に対してその経費の一部を助成する。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業者</td> <td>7箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>10㎡以上の面積を有する常設販売店</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補助基準額</td> <td>前年（1～12月）における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	補助対象事業者	7箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体	設置条件	10㎡以上の面積を有する常設販売店	補助率	県1/2、市町村1/2	補助基準額	前年（1～12月）における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額	区 分	割合	500万円以下の額	50%	500万円超750万円以下の額	40%	750万円超1,000万円以下の額	30%
区 分	内 容																									
補助対象事業者	7箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体																									
設置条件	10㎡以上の面積を有する常設販売店																									
補助率	県1/2、市町村1/2																									
補助基準額	前年（1～12月）における県内の作業所等が取り扱う授産商品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額																									
	区 分	割合																								
	500万円以下の額	50%																								
	500万円超750万円以下の額	40%																								
	750万円超1,000万円以下の額	30%																								
障害者就労事業振興センター運営支援事業	8,887	8,962	△75				8,887																			
トータルコスト	10,501千円（前年度 10,619千円）〔正職員：0.2人〕																									
主な業務内容	補助金業務、補助事業者との連絡調整等																									
工程表の政策目標（指標）	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 障がい者小規模作業所、授産施設及び就労継続支援事業所等の製品の販売促進等授産活動の活性化、並びに障がい者の就労、収入の増及び魅力ある社会づくりを促進する。</p> <p>2 主な事業内容 障がい者小規模作業所等における障がい者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「障害者就労事業振興センター」の運営に必要な経費に対して助成する。</p>																										
【障害者就労事業振興センターの概要】																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織形態</td> <td>特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）</td> </tr> <tr> <td>会 員</td> <td>60ヶ所（障がい者小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所36ヶ所、その他の団体2ヶ所）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業所製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理）</li> <li>制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供</li> <li>仕事の場（一般就労、施設外授産活動等）の開拓</li> <li>高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>オリジナル製品共同開発・共同販売</li> <li>作業所グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>事務局長1名、事務補助員1名</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	組織形態	特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）	会 員	60ヶ所（障がい者小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所36ヶ所、その他の団体2ヶ所）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業所製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理）</li> <li>制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供</li> <li>仕事の場（一般就労、施設外授産活動等）の開拓</li> <li>高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>オリジナル製品共同開発・共同販売</li> <li>作業所グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供 等</li> </ul>	職員配置	事務局長1名、事務補助員1名								
区 分	内 容																									
組織形態	特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）																									
会 員	60ヶ所（障がい者小規模作業所8ヶ所、授産施設14ヶ所、就労継続支援事業所36ヶ所、その他の団体2ヶ所）																									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業所製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理）</li> <li>制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>商工会議所への加入、小規模作業所等への加入促進、情報提供</li> <li>仕事の場（一般就労、施設外授産活動等）の開拓</li> <li>高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>オリジナル製品共同開発・共同販売</li> <li>作業所グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、小規模作業所等への情報提供 等</li> </ul>																									
職員配置	事務局長1名、事務補助員1名																									

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（介護給付費等）	1,961,594	1,652,337	309,257				1,961,594	
トータルコスト	2,010,809千円（前年度 1,702,876千円） [正職員：6.1人]							
主な業務内容	負担（補助）金交付事務、指導監査等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障害者自立支援法により支給される自立支援給付について、その一部を法に基づき負担するものである。（実施主体：市町村、負担率：国1/2 県1/4 市町村1/4）

2 主な事業内容

（単位：千円）

<介護給付費>（H22.3月～H23.2月分）

区 分	予算額
居宅介護	129,825
重度訪問介護	17,507
行動援護	14,013
児童デイサービス	42,589
短期入所	27,281
生活介護	286,165
ケアホーム	70,451
療養介護	23,114
施設入所支援	83,272

<旧法施設支援>（H22.3月～H23.2月分）

旧法施設入所（通所）支援	795,408
--------------	---------

<訓練等給付費>（H22.3月～H23.2月分）

自立訓練（機能訓練）	677
自立訓練（生活訓練）	7,711

（単位：千円）

<訓練等給付費>（H22.3月～H23.2月分）

区 分	予算額
就労移行支援	36,256
就労継続支援A型	33,148
就労継続支援B型	279,223
グループホーム	28,493

<その他の費用>（H22.3月～H23.2月分）

相談支援	1,470
特定障害者特別給付費	51,462
高額障害福祉サービス費	668
療養介護医療費	5,061

<補装具費>（H22.4月～H23.3月分）

補装具費	27,800
------	--------

合 計	1,961,594
-----	-----------

障害福祉課（内線：7152）→事業実施：障がい福祉課  
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（自立支援医療費等（更生医療））	143,531	127,906	15,625				143,531	
トータルコスト	146,758千円（前年度131,220千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1 事業の目的

障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療に対して助成を行うことにより、18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。  
 （実施主体：市町村）

2 事業の内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
診療報酬審査手数料	1,642	更生医療及び療養介護医療に係る診療報酬審査手数料を負担する。
自立支援医療（更生医療）給付事業負担金	141,889	障がいの軽減、除去や機能回復に要する医療費を負担する。（平成21年9月 2,025件）
合計	143,531	

自立支援給付費（自立支援医療費等（精神））	888,513	804,933	83,580	433,597		(雑入) 36	454,880	
トータルコスト	915,137千円（前年度832,274千円）[正職員：3.3人、非常勤職員：1.7人]							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1 事業の目的

精神疾患のある方が自立した社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費の一部を助成する。  
 （実施主体：県）

2 事業の内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
自立支援医療費（精神）（国1/2、県1/2）	867,194	自立支援医療（精神）に要する扶助費（平成21年9月末現在 9,922人）
医療費審査事務委託費（単県）	14,038	公費負担医療費の審査・支払事務の委託（委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）
非常勤職員報酬等（単県）	7,281	自立支援医療（精神）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付に係る諸事務
合計	888,513	



障害福祉課（内線：7193）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者グループホーム支援事業	42,255	40,210	2,045	18,575			23,680	
トータルコスト	46,289千円（前年度 44,353千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との相談、連絡と調整等業務							
工程表の政策目標（指標）	入所施設における入所者の地域生活への移行支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

事業者に対し助成を行い、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を行うことにより、障がい者の地域移行の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 障害者グループホーム等夜間世話人配置事業（14,392千円）

区分	内 容			
事業主体	グループホーム等を設置する社会福祉法人等			
間接補助事業主体	市町村			
内容	グループホーム等において夜間支援体制を確保するために必要な経費を補助する市町村に対し、県が運営費の一部を助成する。			
補助基準額	当該市町村が夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害程度区分に応じた単価に対し、支援日数をかけた額を合計した額。			
	障害程度区分	補助単価（単位：円（日・人））		
		夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1
	区分6	300	420	520
	区分5	300	420	520
	区分4	730	810	860
	区分3	630	680	730
	区分2	630	680	730
	区分1	950	1,000	1,040
補助対象経費	夜間世話人の人件費（各種手当、社会保険を含む）			
補助率	県1/2(市町村1/2)			

(2) 障害者就労訓練設備等整備事業（グループホーム等改修事業）（27,863千円）

区分	内 容
事業主体	グループホーム等を設置する社会福祉法人等
内容	グループホーム等の既存建物（賃貸物件。NPO法人においては、賃貸物件又は自己所有物件。）のバリアフリー化、消防設備等の改修事業について、事業者に対し助成する。
補助基準額	6,000千円
補助対象経費	グループホーム等の改修に必要な工事費、工事請負費、工事事務費（事業費30万円以上を対象）
補助率	国1/2 県1/4。（事業者負担1/4）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源							
障害者自立支援法施行事務費（指定事業者管理事業）	1,082	5,125	△4,043			1,082								
トータルコスト	2,696千円（前年度 5,125千円） [正職員：0.2人]													
主な業務内容	障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び改修・保守点検等													
工程表の政策目標（指標）	—													
<p>説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】</p> <p>県の指定事業者管理システムのデータ管理業務等に必要な経費である。</p> <p>①障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び保守点検                  ②サーバー室に設置した障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーに対し、障害対応、定期的再起動等の運用支援サービス等</p>														
(単位：千円)														
区分				予算額	補助率									
障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守点検委託				515	基金10/10									
障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーの設置・保守管理業務委託				567	基金10/10									
合計				1,082										
障害者自立支援法施行事務費（県障害者介護給付費等不服審査会運営）	1,330	1,686	△356				1,330							
トータルコスト	2,137千円（前年度 2,515千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	連絡調整、審査会開催等													
工程表の政策目標（指標）	—													
<p>説明</p> <p>1 事業の目的                  障害者自立支援法に基づき、市町村が行った介護給付費等に係る処分不服がある障がい者等の審査請求に対する審査を行う。</p> <p>2 事業の内容                  鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の運営</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>19年4月から3年間</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	構成員	5名	任期	19年4月から3年間
区分	内容													
構成員	5名													
任期	19年4月から3年間													

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模作業所支援事業(小規模作業所運営費補助金)	62,678	87,640	△24,962				62,678	
トータルコスト	73,973千円 (前年度 99,239千円) [正職員：1.4人]							
主な業務内容	予算・決算業務、監査関係業務等							
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい者等へ生産活動等の機会、一般就労に向けた訓練、創作活動等の日中活動の場の提供等を行う小規模作業所に対して支援を行うことで、小規模作業所利用者の自立や社会参加の促進を図るとともに、小規模作業所の障害者自立支援法上の新事業体系への移行を促す。

2 主な事業内容

身体・知的・精神障がい者のほか、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病者の就労・日中活動・社会参加の場として重要な役割を果たしている小規模作業所(県内26箇所)の運営に関して必要となる経費を補助する市町村に対して助成を行う。

区 分	概 要	補助基準額	利用者負担額
訓練型 就労移行型	一般就労に向けた訓練や支援を実施する場	作業所割(一定額) + 利用人員割 (日額払方式)	100円/日・人
就労型 事業所型	障がい者等の就労の場		
授産活動型	工賃獲得のための生産活動の機会を提供する場		
日中活動型	創作や軽作業、地域との交流を通して自己実現を図る場		

※法定事業への移行を支援することにより、当該事業により県が市町村へ助成を行うのは原則として、平成23年度までとする。

区 分	補助基準額
①作業所割	1,959,000円/年・箇所
②利用人員割	
事業所型	3,740円/日・人
就労移行型	3,740円/日・人
授産活動型	2,310円/日・人
日中活動型	1,650円/日・人
③運営体制強化加算	(作業所割+利用人員割)×5%
④重度障害者等支援体制加算	2,290円/日・人
⑤規模未達成減算	(作業所割+利用人員割)×20%
⑥利用者負担額	100円/日・人

※負担割合は、県1/2、市町村1/2。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
障がい者施設等整備費事業	628,061	128,325	499,736	142,630		<基金繰入金> 285,744	199,687																					
トータルコスト	631,288千円 (前年度131,639千円) [正職員：0.4人]																											
主な業務内容	補助金交付事務等																											
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。																											
事業内容の説明	【「鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」充当事業】																											
<p>1 事業の目的</p> <p>障がい者が利用する施設等の施設整備又は備品購入に対して補助を行うことにより、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進を図ることを事業の目的とする。</p> <p>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等の施設整備に対する補助を通じて、県内の障がい福祉における社会資源である各事業所、施設等の施設整備の促進、円滑化を図り、もって利用者の居住・訓練等の環境改善、安心安全の確保を図る。</p> <p>また、小規模作業所や旧法施設等が新体系に移行する場合に必要な備品購入等に対して補助を行うことにより、県内の小規模作業所等の円滑な新体系移行を支援する。</p>																												
<p>2 事業の内容</p> <p>(1) 障がい者施設整備費事業（国庫1/2、県費1/4、事業主体1/4）(170,445千円) 社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等の施設整備（創設、大規模修繕等）に対して補助。</p> <p>(2) 社会福祉施設等耐震化等整備事業（基金1/2、県費1/4、事業主体1/4）(428,616千円) 平成21年度に県に造成した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した、社会福祉法人等が行う障害者支援施設等の①耐震化整備、②スプリンクラー整備に対する補助事業。</p> <p>(3) 就労訓練設備等整備事業（国庫10/10）(29,000千円) 小規模作業所、旧法施設等が新体系へ移行するために必要な備品購入等に対する補助事業。</p>																												
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	15,870	15,816	54	7,935			7,935																					
トータルコスト	16,677千円 (前年度 16,645千円) [正職員：0.1人]																											
主な業務内容	委託契約業務、会議 等																											
工程表の政策目標(指標)	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 (目標値：一般就労への移行者数64人(平成23年度～平成30年度において毎年))																											
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」を配置し、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、必要な助言・指導等の支援を行うことで、就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、もって障がい者雇用の促進及び職業の安定を図る。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 制度概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施根拠</td> <td>障害者自立支援法（地域生活支援事業）</td> </tr> <tr> <td>事業形態</td> <td>県から法人へ委託</td> </tr> <tr> <td>実施箇所</td> <td>東部、中部、西部各1か所</td> </tr> <tr> <td>支援対象者</td> <td>就業生活における自立を図るために就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	概 要	実施根拠	障害者自立支援法（地域生活支援事業）	事業形態	県から法人へ委託	実施箇所	東部、中部、西部各1か所	支援対象者	就業生活における自立を図るために就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者	負担割合	国1/2、県1/2								
区 分	概 要																											
実施根拠	障害者自立支援法（地域生活支援事業）																											
事業形態	県から法人へ委託																											
実施箇所	東部、中部、西部各1か所																											
支援対象者	就業生活における自立を図るために就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者																											
負担割合	国1/2、県1/2																											
<p>(2) 本県の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏 域</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所名</td> <td>障害者就業・生活支援センターしらはま</td> <td>障害者就業・生活支援センターくらよし</td> <td>障害者就業・生活支援センターしゅーと</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人あしーど</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市</td> <td>倉吉市</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>開設年月日</td> <td>H16.10.1</td> <td>H18.8.31</td> <td>H15.1.6</td> </tr> </tbody> </table>									圏 域	東 部	中 部	西 部	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	社会福祉法人あしーど	所在地	鳥取市	倉吉市	米子市	開設年月日	H16.10.1	H18.8.31	H15.1.6
圏 域	東 部	中 部	西 部																									
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと																									
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	社会福祉法人あしーど																									
所在地	鳥取市	倉吉市	米子市																									
開設年月日	H16.10.1	H18.8.31	H15.1.6																									

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （障がい者福祉従業者等研修事業）	21,381	21,524	△143	5,104			16,277	
トータルコスト	26,222千円（前年度 26,495千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	研修の委託実施							
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又は従業者を指導する者に対して、人材の育成、サービス等の質の向上を目的に各種研修を実施する。

根拠法：障害者基本法第12条第4項

（実施主体、委託先：社会福祉法人鳥取県厚生事業団）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	事業内容	補助率
サービス提供責任者等研修	4,117	指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。	単県
知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修	2,897	知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。	国1/2 県1/2 単県
相談支援従業者研修	2,156	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修【資格取得に必要な研修】及び現任研修を実施する。	国1/2 県1/2
行動援護従業者養成研修	1,448	行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。【資格取得に必要な研修】	国1/2 県1/2
サービス管理責任者研修	1,860	サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。【資格取得に必要な研修】	国1/2 県1/2
障害程度区分認定調査員等研修	895	障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	国1/2 県1/2
障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	247	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。	単県
鳥取県立鹿野かちみ園研修	5,230	県内の知的障がい者施設職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。	単県

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい 支援普及事業）	6,978	6,967	11	3,032			3,946	
トータルコスト	14,239千円（前年度14,424千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	研修会の開催、地域資源調査への協力、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明	<p>1 事業の目的</p> <p>高次脳機能障がい（※）のある方の支援体制が十分に整っていないため、次のことを目的として実施する。</p> <p>（1）医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークを構築する。</p> <p>（2）支援体制確立のための必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、高次脳機能障がいの理解を得る。</p> <p>※高次脳機能障がい</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>交通事故等の頭部外傷や脳血管障がいなどによる脳の損傷により、言語、思考、記憶等の様々な機能に障がいが生じるものである。</p> <p>外見からはわかりにくく、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれているのが現状である。</p> </div> <p>2 事業の内容</p> <p>（1）高次脳機能障がい者支援事業（4,026千円 国1/2、県1/2）</p> <p>鳥取大学医学部附属病院に「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置し、主に以下の業務を実施する。</p> <p>①急性期医療から回復期医療及び医療から福祉への連携を確保するための関係機関への働きかけを行う。</p> <p>②専門的な見地から、関係機関からの医療的な相談に対応する。</p> <p>（2）高次脳機能障がい支援連携強化事業（1,270千円 国1/2、県1/2）</p> <p>①医療関係者、福祉サービス事業者、鳥取県高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がい者の支援に関わる支援者ネットワークを構築するため、圏域ごとで定期的に連絡会を開催する。</p> <p>②市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等の日ごろ、高次脳機能障がいのある方から相談を受けることの多い職員を対象に支援に関する研修会を実施する。</p> <p>（3）高次脳機能障害者家族会補助金（1,682千円 国1/2、県1/2）</p> <p>鳥取県高次脳機能障害者家族会に対し、当事者の立場による相談対応、当事者及びその家族や一般県民を対象とした普及啓発事業に要する経費を助成する。</p>							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (相談支援体制整備事業)	2,595	2,748	△153			<基金繰入金> 672	1,923	
トータルコスト	26,799千円 (前年度 27,603千円) [正職員：3.0人]							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運營業務等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】							
1 事業の目的	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を越えた広域的な支援を行う。							
2 事業の内容	<p>①県地域自立支援協議会運營業 (1,323千円 単県) 圏域ごとの課題を検討するサービス調整会議等での議論を踏まえ、県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を行う。</p> <p>②サービス調整担当職員設置事業 圏域の相談支援体制の構築を支援するため、東部・中部・西部総合事務所の職員をサービス調整担当職員とする。</p> <p>③総合事務所実施事業 (672千円 基金) 各総合事務所において、圏域での課題を解決するため設置したサービス調整会議の運営を行うとともに、圏域における相談支援体制整備のため、諸事業を実施する。</p> <p>④標準事務費 (600千円 単県)</p>							
地域生活支援事業 (障害者社会参加促進事業)	11,455	12,156	△701	4,069			7,386	
トータルコスト	22,750千円 (前年度 23,755千円) [正職員：1.4人]							
主な業務内容	委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容の広報等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	<p>1 事業の目的 各種社会参加促進事業を実施することにより、障がいのある方の地域生活の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容 障がいのある方の地域生活の推進を図るため、下記の事業を総合的・効果的に実施する。</p>							
							(単位：千円)	
区 分	予算額	内 容				補助率		
補助犬育成事業	2,154	補助犬を育成し貸与する。また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。				国1/2 県1/2		
社会参加推進センター設置事業	4,568	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。						
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助する。						
知的障がい者本人大会開催事業	0	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。						
精神障がい者レクリエーション教室・家族教室開催事業	281	精神障がい者に係る各種レクリエーションの開催や家族を対象に実施する意見交換会等を開催する。						
標準事務費	3,052					単県		
合 計	11,455							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	151,815	145,764	6,051				151,815													
トータルコスト	154,235千円(前年度148,250千円) [正職員:0.3人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
説明	<p>1 事業の目的 障がい者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に支援を実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>2 事業の内容 市町村が行う地域生活支援事業のうち次の事業を行う市町村については、国の補助額にかかわらず総事業費の1/4の補助をする。 ①市町村自立支援協議会 ②居住サポート事業 【市町村地域生活支援事業の概要】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"><b>相談支援事業(必須事業)</b></td> <td>障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。 【細事業】市町村相談支援機能強化事業、住居入居等支援事業(居住サポート事業)、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業</td> </tr> <tr> <td><b>コミュニケーション支援事業(必須事業)</b></td> <td>聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。</td> </tr> <tr> <td><b>日常生活用具給付等事業(必須事業)</b></td> <td>重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。</td> </tr> <tr> <td><b>移動支援事業(必須事業)</b></td> <td>屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)</td> </tr> <tr> <td><b>地域活動支援センター機能強化事業</b></td> <td>障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。</td> </tr> <tr> <td><b>その他の事業(任意事業)</b></td> <td>市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。 (例) 日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホーム事業 等</td> </tr> </table>								<b>相談支援事業(必須事業)</b>	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。 【細事業】市町村相談支援機能強化事業、住居入居等支援事業(居住サポート事業)、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業	<b>コミュニケーション支援事業(必須事業)</b>	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。	<b>日常生活用具給付等事業(必須事業)</b>	重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。	<b>移動支援事業(必須事業)</b>	屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)	<b>地域活動支援センター機能強化事業</b>	障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。	<b>その他の事業(任意事業)</b>	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。 (例) 日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホーム事業 等
<b>相談支援事業(必須事業)</b>	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。 【細事業】市町村相談支援機能強化事業、住居入居等支援事業(居住サポート事業)、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業																			
<b>コミュニケーション支援事業(必須事業)</b>	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。																			
<b>日常生活用具給付等事業(必須事業)</b>	重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。																			
<b>移動支援事業(必須事業)</b>	屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)																			
<b>地域活動支援センター機能強化事業</b>	障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。																			
<b>その他の事業(任意事業)</b>	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。 (例) 日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホーム事業 等																			



事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	5,728	5,654	74	2,824			2,904	
トータルコスト	6,535千円(前年度6,483千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								
1 事業の目的 視覚障がい者、聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図る。								
2 事業の内容 (単位：千円)								
区分	予算額	内容						補助率
点字・声の広報等発行事業	2,672	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内の重度視覚障がい者に無料配付する。						国1/2 県1/2
点字による即時情報ネットワーク事業	1,562	新聞等による情報を点訳し、視覚障がい者に提供する。						
字幕入りビデオカセットライブラリー事業	1,414	聴覚障がい者の知識や教養の向上のため、字幕入りビデオを制作し、貸出しを行う。						単県
標準事務費	80	点字印刷用紙の購入費						
合計	5,728							
地域生活支援事業 (情報支援等事業) (聴覚障がい者情報支援事業)	27,133	25,010	2,123	13,266			13,867	
トータルコスト	28,747千円(前年度25,839千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								
1 事業の目的 聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図る。								
2 事業の内容 (単位：千円)								
区分	予算額	内容						補助率
接客のための手話研修	218	接客業者を対象として挨拶や接客に必要な手話の研修を行う。						国1/2 県1/2
手話通訳者等養成研修事業	7,489	手話通訳者(奉仕員)、要約筆記奉仕員の養成研修を行う。						
手話通訳者設置事業	18,826	団体派遣業務、人材育成等を行うため、手話通訳者を設置する。						単県
(新)手話サークル助成事業	600	手話サークル等の手話技術の習得に関する活動費を支援する。						
合計	27,133							
3 これまでの取組状況、改善点 新たに手話サークル等への活動支援を行うことにより、手話に興味や関心を持つ方や、手話ができる方の確保及び聴覚障がいの特性・支援に対する理解促進を図る。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
地域生活支援事業（情報支援等事業）（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）	1,145	1,085	60	572			573											
トータルコスト	1,145千円（前年度1,085千円）〔正職員：0.0人〕																	
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
<p>説明</p> <p>1 事業の目的 視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対して、通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 盲ろう者の通訳・介助 盲ろう者通訳・介助員としての証の交付を受けた者が、コーディネート業務受託者へ利用登録をした者に対して、通訳・介助を行う。 (2) 通訳・介助員の派遣調整 通訳・介助員の派遣について、ニーズの把握・日程・人数等の調整を行う。 ○委託先 鳥取県盲ろう者友の会設立準備会 ○平成22年度利用予定者 4人</p>																		
（単位：千円）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通訳・介助員派遣に係る経費</td> <td style="text-align: right;">734</td> </tr> <tr> <td>派遣調整に係る経費</td> <td style="text-align: right;">411</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,145</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	通訳・介助員派遣に係る経費	734	派遣調整に係る経費	411	合 計	1,145		
区 分	予算額																	
通訳・介助員派遣に係る経費	734																	
派遣調整に係る経費	411																	
合 計	1,145																	
地域生活支援事業（情報支援等事業）（盲ろう者通訳・介助員養成研修等事業）	2,825	1,831	994	1,412			1,413											
トータルコスト	2,825千円（前年度1,831千円）〔正職員：0.0人〕																	
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
<p>説明</p> <p>1 事業の目的 盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現在通訳介助員として活動している者の資質を向上させることによって、盲ろう者のニーズにきめ細かに対応する体制を整える。</p> <p>2 事業の内容 (1) 盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催する。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会場</td> <td>東部（応用課程）・中部（現任研修会）・西部（基礎課程）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>各20名</td> </tr> <tr> <td>カリキュラム</td> <td>・基礎課程 講義 14時間 実技 32時間 合計46時間 ・応用課程 講義 15時間 実技 21時間 合計36時間</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>点字又は手話の知識があり、盲ろう者福祉に熱意のある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会設立準備会</p>									区 分	内 容	会場	東部（応用課程）・中部（現任研修会）・西部（基礎課程）	定員	各20名	カリキュラム	・基礎課程 講義 14時間 実技 32時間 合計46時間 ・応用課程 講義 15時間 実技 21時間 合計36時間	対象者	点字又は手話の知識があり、盲ろう者福祉に熱意のある者
区 分	内 容																	
会場	東部（応用課程）・中部（現任研修会）・西部（基礎課程）																	
定員	各20名																	
カリキュラム	・基礎課程 講義 14時間 実技 32時間 合計46時間 ・応用課程 講義 15時間 実技 21時間 合計36時間																	
対象者	点字又は手話の知識があり、盲ろう者福祉に熱意のある者																	
<p>(2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会が開催する研修を受講する盲ろう者通訳・介助員に対し、受講に係る経費（旅費・受講料）を助成する。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会（2泊3日）</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>全国コーディネータ連絡会（1泊2日）</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者移動支援事業従事資質向上研修（3泊4日）</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会設立準備会</p>									研 修 名	人 数	盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会（2泊3日）	2名	全国コーディネータ連絡会（1泊2日）	2名	視覚障害者移動支援事業従事資質向上研修（3泊4日）	2名		
研 修 名	人 数																	
盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会（2泊3日）	2名																	
全国コーディネータ連絡会（1泊2日）	2名																	
視覚障害者移動支援事業従事資質向上研修（3泊4日）	2名																	

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (生活訓練事業)	6,126	6,201	△75	3,063			3,063	
トータルコスト	7,740千円(前年度7,858千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								
1 事業の目的 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 事業の内容 (補助率：国1/2、県1/2) (単位：千円)								
区分	委託先	内 容					予算額	
①視覚障害者生活訓練事業	鳥取県視覚障害者福祉協会	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活(生活設計、育児等)等の講習会等を圏域ごとに開催する。					2,501	
②中途失明者生活訓練事業	鳥取県ライトハウス点字図書館	相談・ピアカウンセリングを通じて失明による不安の除去、歩行訓練、点字講習などを圏域ごとに実施する。					719	
③聴覚障害者日常生活訓練事業	鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障害のある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開き、聴覚障害のある方の福祉の増進に寄与する。					942	
④オストメイト日常生活訓練事業		ストマ(いわゆる人工肛門)装着訓練やオストメイト(ストマを装着した人)に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。					370	
⑤音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。					644	
⑥在宅重度障害者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。					600	
⑦日常生活訓練事業		講習会等の方法により、日常生活上必要となる事項について専門的指導等を行う。					350	
合 計						6,126		

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 (盲人ホーム運営費補助金)	6,113	6,123	△10	3,056			3,057													
トータルコスト	6,920千円 (前年度6,952千円) [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																			
工程表の政策目標 (指標)	-																			
説明	<p>1 事業の目的 あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 事業の内容 社会福祉法人が設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。(補助率：国1/2、県1/2)</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td>(社福) 鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	運営主体	(社福) 鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供	定員	20名
区分	内容																			
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム																			
運営主体	(社福) 鳥取県ライトハウス																			
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																			
主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供																			
定員	20名																			
障がい児・者地域生活体験事業	1,694	2,928	△1,234				1,694													
トータルコスト	3,308千円 (前年度4,585千円) [正職員：0.2人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等																			
工程表の政策目標 (指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。																			
説明	<p>1 事業の目的 在宅で生活する障がい児・者が、その能力・適性に応じて地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームやグループホームの空室を利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行い、障がい児・者の地域生活移行を進める。</p> <p>2 事業の内容 障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)やグループホームでの空室を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費の一部を助成する。</p> <p>【補助単価】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>生活体験ホーム型</th> <th>グループホーム型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者一人当たり、日額単価</td> <td>4,270円/日 ※補助基準額上限は 3,117千円/年</td> <td>2,100円/日 ※補助基準額上限は 766千円/年</td> </tr> <tr> <td>家賃補填額</td> <td>330,000円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>								事業区分	生活体験ホーム型	グループホーム型	利用者一人当たり、日額単価	4,270円/日 ※補助基準額上限は 3,117千円/年	2,100円/日 ※補助基準額上限は 766千円/年	家賃補填額	330,000円	なし			
事業区分	生活体験ホーム型	グループホーム型																		
利用者一人当たり、日額単価	4,270円/日 ※補助基準額上限は 3,117千円/年	2,100円/日 ※補助基準額上限は 766千円/年																		
家賃補填額	330,000円	なし																		
補助率	県1/2、市町村1/2 (任意)																			
実施箇所	生活体験ホーム型：2カ所程度 グループホーム型：11カ所程度																			

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者スポーツ振興事業	26,328	29,887	△3,559				26,328	
トータルコスト	34,396千円（前年度 38,172千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	委託契約業務、委託事業所との連絡調整、その他事業進行管理業務							
工程表の政策目標（指標）	-							

説明

1 事業の目的

障がい者スポーツの振興を図るため、指導者の育成、各種スポーツ大会の開催などに対して助成する。

2 事業の内容

（単位：千円）

事業名	予算額	内容
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	14,089	夏季国民体育大会後に開催される「全国障害者スポーツ大会」への鳥取県選手団の派遣等を行う。 22年度：千葉県開催 〔委託先：鳥取県障害者スポーツ協会〕
障害者スポーツ指導員養成事業	381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修を行う。 障害者スポーツ指導員数：134名（H22.1.8現在） 〔委託先：鳥取県障害者スポーツ協会〕
障害者スポーツ指導員派遣事業	185	鳥取県障害者スポーツ指導者連絡協議会と連携して、障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う。 〔委託先：鳥取県障害者スポーツ協会〕
スポーツ大会開催支援事業	3,617	各種スポーツ大会の開催に要する経費を助成する。 ①鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会 〔交付先：鳥取県障害者スポーツ協会〕 2,176千円  ②鳥取県身体障害者体育大会 941千円 〔交付先：鳥取県身体障害者福祉協会〕  ③全日本challengedアクアスロン皆生大会 500千円 〔交付先：全日本challengedアクアスロン皆生大会実行委員〕
鳥取県障害者スポーツ協会運営事業	7,415	鳥取県障害者スポーツ協会の運営・事業実施のため、常勤職員1名、障害者スポーツ指導員1名（常勤）の配置に要する経費の補助 〔交付先：鳥取県障害者スポーツ協会〕
標準事務費	641	
合計	26,328	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がいのある方による相談・支援事業	600	600	0				600													
トータルコスト	1,407千円（前年度1,429千円）[正職員：0.1人]																			
主な業務内容	連絡調整、補助金交付事務等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
説 明																				
1 事業の目的 相談・支援事業を実施する障がい者団体を支援することにより、障がいのある方及びその家族の地域での生活を支援し、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。																				
2 事業の内容 県内の障がいのある方で作る団体又はその保護者で作る家族会等が継続的に実施する相談・支援事業及び学習会・研修会の活動に対して補助金を交付する。																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助 成 額</td> <td>活動経費の1/2以内（助成限度額：10万円）</td> </tr> <tr> <td>助成団体件数</td> <td>県内6団体</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>講師派遣料、旅費、会場使用料、通信費、消耗品費</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、実施主体1/2</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	助 成 額	活動経費の1/2以内（助成限度額：10万円）	助成団体件数	県内6団体	補助対象経費	講師派遣料、旅費、会場使用料、通信費、消耗品費	負担割合	県1/2、実施主体1/2		
区 分	内 容																			
助 成 額	活動経費の1/2以内（助成限度額：10万円）																			
助成団体件数	県内6団体																			
補助対象経費	講師派遣料、旅費、会場使用料、通信費、消耗品費																			
負担割合	県1/2、実施主体1/2																			
障がい者のための出前IT講習事業	5,622	5,622	0				5,622													
トータルコスト	6,429千円（前年度6,451千円）- [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
説 明																				
1 事業の目的 障がいのある方の情報通信技術の利用機会や、活用能力の格差を是正するため、その利用方法の講習を行い、情報バリアフリー化の促進を図る。																				
2 事業の内容																				
(単位：千円)																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:15%;">予算額</th> <th style="width:55%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者のための出前IT講習事業</td> <td>5,600</td> <td>重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。</td> </tr> <tr> <td>出前IT講習事業受託者選定委員会開催経費</td> <td>22</td> <td>受託選定委員に係る経費</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,622</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	障がい者のための出前IT講習事業	5,600	重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。	出前IT講習事業受託者選定委員会開催経費	22	受託選定委員に係る経費	合 計	5,622	
区 分	予算額	内 容																		
障がい者のための出前IT講習事業	5,600	重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。																		
出前IT講習事業受託者選定委員会開催経費	22	受託選定委員に係る経費																		
合 計	5,622																			

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児・者在宅生活支援事業	919	1,682	△763				919	
トータルコスト	2,533千円（前年度3,339千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村・事業者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							

説明

1 事業の目的

障害者自立支援法の介護給付等の対象外となる一時帰宅した施設入所者（児童を含む）、自閉症等の特異な発達障がい等を有する障がい児・者等が、在宅生活において障害者自立支援法の福祉サービスと同じサービスを受けられるよう支援する。

2 事業の内容

次の事業を実施する市町村に対し経費の一部を助成する。

（単位：千円）

区分	予算額	内容
①施設入所障がい児・者在宅生活支援事業 （負担割合：県1/2、市町村1/2）	684	障害者支援施設等に入所している障がい児、障がい者又は地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者等が、一時帰宅した際に必要となる在宅サービスを提供する。
②発達障がい児・者在宅生活支援事業 （負担割合：県1/2、市町村1/2）	222	自閉症等の発達障害を有する障がい児・者が、在宅や地域でいきいきと生活できるよう、必要となる在宅サービスを提供する。
③要医療障がい児・者在宅生活支援事業 （負担割合：県1/3、市町村1/3）	13	経管栄養等の医療行為を必要とする障がい児・者が、家庭外の活動場所において、派遣看護師からの医療行為を利用する際に助成を行う。
合計	919	

障がい児・者在宅生活支援事業（重度身体障害者等在宅生活支援事業）	847	764	83			847
----------------------------------	-----	-----	----	--	--	-----

トータルコスト	1,654千円（前年度764千円）〔正職員：0.1人〕						
主な業務内容	補助金交付事務、市町村・事業者との連絡調整						
工程表の政策目標（指標）	—						

説明

1 事業の目的

障害者自立支援法の介護給付等の対象外となる一時帰宅した施設入所者（児童を含む）、自閉症等の特異な発達障がい等を有する障がい児・者等が、在宅生活において障害者自立支援法の福祉サービスと同じサービスを受けられるよう支援する。

2 事業の内容

次の事業を実施する市町村に対し経費の一部を助成する。

【変更点】

排痰補助装置に対する負担額の軽減のため、身体障がい者等在宅生活支援事業の排痰補助装置の貸与の補助対象経費の単価上限額を変更

※現行：21,000（円/月）→平成22年度：23,100（円/月）

（単位：千円）

区分	予算額	内容
重度身体障がい者等在宅生活支援事業	847	神経・筋疾患、又は脊髄損傷や脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の病状のため、医療機関において常時又は随時排痰を行う必要がある在宅障がい児・者に対して排痰補助装置のリース代の助成を行う。  【単価上限額の変更】 排痰補助装置の貸与の補助対象経費の単価上限額を変更（現行：21,000円/月→平成22年度：23,100円/月）

障害福祉課（内線：7141・7899・7866・7862）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	6,303	6,196	107				6,303	
トータルコスト	14,371千円（前年度22,760千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	障がい福祉課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明	障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。							
障がい者福祉施設ネットワーク強化支援事業	(5,024)	(0)	(5,024)			(5,024)		
説明	※商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業で一括計上 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにネットワーク強化支援員を配置し、障がい者福祉施設と企業及び様々な地域資源等を結びつけるネットワークを構築し、連携の場を提供することで、障がい者理解の促進と障がい者の就労収入の向上を図る。 雇用創出人数 1人（12か月×1人）							
就労系障害福祉サービス事業所支援事業	(2,520)	(0)	(2,520)			(2,520)		
説明	※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 就労系障害福祉サービス事業所の実態（現状と課題）把握を目的に実施する事業所ニーズ調査を基に、事業所カルテを作成し、就労支援及び就労事業の活性化に必要な支援策を検討し、事業所の福祉支援力及びビジネス力向上に資するため、就労系障害福祉サービス事業所支援員を障がい福祉課に配置する。 雇用創出人数 2人（6か月×2人）							
障がい者就労支援プロジェクト事業	(6,831)	(0)	(6,831)			(6,831)		
説明	※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 総合事務所ごとに障がい者就労支援プロジェクトチームを設置し、農業分野における障がい者の就労事業に係る職域拡大及び障がい者福祉施設職員の農業分野におけるスキルアップを図ることを目的に取り組む農福連携モデル事業を円滑に実施するため、各福祉保健局に非常勤職員を各1名配置する。 雇用創出人数 6人（6か月×6人）							
補助犬啓発事業	(3,180)	(2,540)	(640)			(3,180)		
説明	※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 補助犬啓発普及員（非常勤職員）を障がい福祉課に配置し、飲食店・販売店など不特定多数の方が訪れる施設での補助犬に関する説明、デモンストレーション会の開催及び県内で行われる各種イベント等に参加して、補助犬に関する普及啓発を実施する。 雇用創出人数 2人（6か月×2人）							
圏域障がい者スポーツコーディネーター設置事業	(6,261)	(0)	(6,261)			(6,261)		
説明	※商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業で一括計上 圏域障がい者スポーツコーディネーター2名を委託設置して、日頃の活動の中で、スポーツに触れることがない障がい者に対して、作業所、福祉施設等の支援員が障がい者のニーズをとらえて、身近な場所でスポーツに触れられるよう支援できるよう、定期的にスポーツ教室に参加できる体制づくりを支援する。 ※委託先：鳥取県障害者スポーツ協会 雇用創出人数 2人（12か月×2人）							



障害福祉課（内線：7193・7862）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止] 共生ホーム運営施設 整備改修補助等事業	0	0	0					
トータルコスト	0千円（前年度0千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標（指標）	—							
説 明	共生ホームに関する本事業を長寿社会課へ移管したことに伴う廃止。 ※前年度予算額等は、長寿社会課で計上							
[廃止] 新事業体系移行施設 運営費（小規模通所 授産施設運営費事業 費）	0	7,500	△7,500					
トータルコスト	0千円（前年度7,500千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標（指標）	—							
説 明	補助対象である小規模通所授産施設が無くなったため、事業廃止する。							

2項 児童福祉費

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

1目 児童福祉総務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児保護費	750	750	0				750	
トータルコスト	750千円（前年度750千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
説 明	肢体不自由児協会に対し補助することにより、在宅の障がい児（者）の福祉の向上を図る。							

3目 母子福祉費

障害福祉課（内線：7152）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給 事業	6,943	6,323	620	3,470		(雑入) .12	3,461	
トータルコスト	16,625千円（前年度16,265千円）[正職員：1.2人、非常勤職員：0.4人]							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標（指標）	—							
説 明	<p>1 事業の目的 身体又は精神に障がいがある在宅児童を監護・養育している者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 事業の内容 ①特別児童扶養手当の支給に係る調査・認定・市町村指導等に要する経費（3,470千円 国10/10） （平成22年12月31日の受給権者数の見込み：1,109人） ②特別児童扶養手当支払事務システム委託料（1,051千円 単県） ③非常勤職員に係る経費（2,422千円 単県）</p>							

障害福祉課（内線：7152）→事業実施：障がい福祉課

4目 心身障がい者扶養共済事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
心身障害者扶養共済事業費	210,178	202,916	7,262	34,335		(心身障害者扶養共済事業収入) 133,299 (雑入) 12	42,532																									
トータルコスト	212,598千円(前年度205,402千円) [正職員：0.3人、非常勤職員：1.0人]																															
主な業務内容	各申請書の審査、加入者掛金の収納、保険料の支払、制度の周知等																															
工程表の政策目標(指標)	—																															
説明																																
1 事業の目的																																
心身障がい者の保護者である加入者が万一死亡又は重度障がい者になったとき、障がい者に対して終身一定の年金を支給し、もって障がい者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る。																																
2 事業の内容																																
心身障がい者(児)を扶養している者(加入者)が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者に扶養されていた障がい者に年金を支給する。																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>掛金納付加入者(口)数：既加入者222口 新規加入者10口</li> <li>心身障害者年金給付金 月20,000円/口</li> <li>年金受給者(口)数：443口</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者年金給付金(県受給)</td> <td>106,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱退一時金給付金</td> <td>1,725</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別調整費負担金</td> <td>68,320</td> <td>扶養共済制度運営費</td> </tr> <tr> <td>心身障害者弔慰金</td> <td>910</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>27,694</td> <td>加入者掛金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,129</td> <td>非常勤職員人件費・標準事務費等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>210,178</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	備考	心身障害者年金給付金(県受給)	106,400		脱退一時金給付金	1,725		特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費	心身障害者弔慰金	910		保険料	27,694	加入者掛金等	その他	5,129	非常勤職員人件費・標準事務費等	合計	210,178	
区分	予算額	備考																														
心身障害者年金給付金(県受給)	106,400																															
脱退一時金給付金	1,725																															
特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費																														
心身障害者弔慰金	910																															
保険料	27,694	加入者掛金等																														
その他	5,129	非常勤職員人件費・標準事務費等																														
合計	210,178																															

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障害福祉課（内線：7862）→事業実施：障がい福祉課

4目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
アルコール・薬物依存症等支援対策事業	1,603	1,642	△39				1,603											
トータルコスト	4,023千円(前年度3,229千円) [正職員：0.3人]																	
主な業務内容	アルコール・薬物依存症関連相談、普及啓発、関係機関との連絡調整等																	
工程表の政策目標(指標)	—																	
説明																		
1 事業の目的																		
保健所に精神科医師を派遣するなど、アルコール関連問題の相談体制の充実を図るとともに、広報等によりアルコールによる健康被害の正しい知識の普及啓発を行う。																		
2 事業の内容																		
保健所が実施するアルコール依存症等の相談体制の充実や家族教室を開催する。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール・薬物依存症等相談窓口担当者研修会の開催(82千円)</td> <td>市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター一等地域住民から相談を直接受ける機関の職員等を対象に研修会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>アルコール・薬物依存症等相談体制の充実(436千円)</td> <td>①相談対応者の資質向上のための事例検討会、研修への派遣 ②支援困難な事例や、主治医がいない事例に対応するため、相談体制の充実を図る。(精神科医等による相談会を開催。)</td> </tr> <tr> <td>相談者への適切な対応(家族教室の開催)(別事業と合同開催)</td> <td>家族がアルコール依存症についての正しい知識と対応方法を学び、安心して相談できる機会を提供する。</td> </tr> <tr> <td>普及啓発(1,085千円)</td> <td>市町村、当事者団体等々と連携し、アルコール・薬物依存症に対する理解、啓発を進める。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	アルコール・薬物依存症等相談窓口担当者研修会の開催(82千円)	市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター一等地域住民から相談を直接受ける機関の職員等を対象に研修会を開催する。	アルコール・薬物依存症等相談体制の充実(436千円)	①相談対応者の資質向上のための事例検討会、研修への派遣 ②支援困難な事例や、主治医がいない事例に対応するため、相談体制の充実を図る。(精神科医等による相談会を開催。)	相談者への適切な対応(家族教室の開催)(別事業と合同開催)	家族がアルコール依存症についての正しい知識と対応方法を学び、安心して相談できる機会を提供する。	普及啓発(1,085千円)	市町村、当事者団体等々と連携し、アルコール・薬物依存症に対する理解、啓発を進める。
区分	内容																	
アルコール・薬物依存症等相談窓口担当者研修会の開催(82千円)	市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター一等地域住民から相談を直接受ける機関の職員等を対象に研修会を開催する。																	
アルコール・薬物依存症等相談体制の充実(436千円)	①相談対応者の資質向上のための事例検討会、研修への派遣 ②支援困難な事例や、主治医がいない事例に対応するため、相談体制の充実を図る。(精神科医等による相談会を開催。)																	
相談者への適切な対応(家族教室の開催)(別事業と合同開催)	家族がアルコール依存症についての正しい知識と対応方法を学び、安心して相談できる機会を提供する。																	
普及啓発(1,085千円)	市町村、当事者団体等々と連携し、アルコール・薬物依存症に対する理解、啓発を進める。																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行支援事業	12,181	19,521	△7,340	6,090			6,091	
トータルコスト	45,260千円（前年度53,490千円）〔正職員：4.1人〕							
主な業務内容	対象者への総合的支援、各種会議の開催、地域移行推進員の育成等							
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。							
<p>説明</p> <p>1. 事業の目的 精神科病院入院中または社会復帰施設入所中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院・退所可能な精神障がい者に対し、地域の福祉サービス等の資源を利用する機会を提供し、退院及び退所後の地域生活のための支援を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を促進する。</p> <p>2. 事業の内容</p>								
（単位：千円）								
項目	内容							予算額
地域の支援体制整備と対象者の退院に向けた支援の実施	<p>○地域体制整備コーディネーターによる支援体制の整備</p> <p>①各福祉保健局保健師が中心となり、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・発掘・開発、地域移行推進員の養成等の広域的調整を実施する。</p> <p>②各圏域で、当事業を活用して地域移行した事例について、成功要因を分析し、事例集を作成し、今後の業務に活用する。</p> <p>③精神障がい者に対する理解を進めるため、市町村、当事者及び家族会等と連携しながら、公民館等の人権学習の場等を通じて、精神障がい者の理解・啓発を進める。 （補助率：国1/2・県1/2）</p>							592
	<p>○【新規】個別支援コーディネーターによる対象者の個別支援 個別支援を指定障害者相談支援事業所へ委託を実施する。 対象者の退院・退所による地域生活への移行・定着に向け、地域生活のイメージづくりやアパート等の住居確保、ヘルパー派遣など居宅支援等の調整をする。（補助率：国1/2・県1/2）</p>							4,293
地域移行推進員による直接的支援	<p>地域移行推進員養成講座を修了した精神保健ボランティア等が、対象者の退院・退所に向け、個別支援コーディネーターと協力し、入院中の外出支援や院内プログラムに参加する。 （補助率：地域移行推進員活動費 国1/2・県1/2）</p>							5,516
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催・運営	<p>○地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。</p> <p>○実務担当者会議 各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別支援における課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 （補助率：国1/2・県1/2）</p>							1,060
地域移行推進員養成講座	<p>①各圏域で地域移行推進員養成研修を実施する。</p> <p>②全県を対象とした、個別支援コーディネーター及び地域移行推進員の研修会、意見交換会の開催。 （補助率：国1/2・県1/2）</p>							720
合計								12,181

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神医療適正化事業費	6,242	5,886	356				6,242	

トータルコスト 23,992千円（前年度24,113千円）〔正職員：2.2人〕

主な業務内容 精神医療審査会の運営、文書作成委託料支払業務等

工程表の政策目標（指標） —

説 明

1 事業の目的

措置入院又は医療保護入院者の人権に配慮し、適正な医療・保護を確保するため、入院の適否について精神医療審査会で審査する。

2 事業の内容

精神医療審査会の開催等の経費である。

【精神医療審査会の概要】

区 分	内 容
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
構 成	1.3名（1合議体6名：2合議体） ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） ・法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士1名） ・その他学識経験を有する者（4名）
開催期日	毎月1回（1合議体を隔月開催）
審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。

精神科救急医療体制整備事業費	45,068	46,635	△1,567	22,430			22,638	
----------------	--------	--------	--------	--------	--	--	--------	--

トータルコスト 47,488千円（前年度49,121千円）〔正職員：0.3人〕

主な業務内容 関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等

工程表の政策目標（指標） —

説 明

1 事業の目的

直ちに医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院に対応できる医療体制の整備を行う。

2 事業の内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
精神科救急医療システム連絡調整会議	医療圏域ごとに精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための連絡調整会議を開催する。	604
移送体制の整備及び運営	精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車による患者移送体制を整備する。	221
精神科救急医療施設事業費	緊急受診者への対応ができる体制（精神保健指定医等の待機）を整え、緊急的に入院を必要とする場合に対応できるよう空床を確保する。	43,893
【新規】 圏域精神科医療体制検討会 標準事務費	圏域における精神医療体制の確保について検討を行う会議を開催する。	206
	合 計	144
		45,068

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神衛生費	(34,350) 31,928	(38,568) 36,150	(4,218) △4,222	(22,357) 22,357		(2,423) <負担金> 1	(9,570) 9,570	

トータルコスト 52,098千円（前年度56,863千円）〔正職員：2.5人〕

主な業務内容 精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等

工程表の政策目標（指標） —

説明 ※上段（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的

精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、早期治療等と再発防止に努めるとともに、精神保健福祉を推進する。

2 事業の内容

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院等の実施、医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務に要する経費である。

(単位：千円)

区分	予算額	内容
措置入院費・患者移送費	29,790	措置入院医療、対象患者護送に要する経費。 (国3/4、県1/4)
措置入院医療費審査支払事務委託費	24	措置入院医療費の審査・支払事務委託料。 (単県)
行政費	2,114	措置入院時の精神保健指定医診察に係る報酬・費用弁償等(単県)
合計	31,928	

(2) レセプト点検員設置事業(2,422千円)

措置入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）に係るレセプト点検員（有資格者：非常勤職員）を障がい福祉課に配置し、レセプト（診療報酬明細書）等の詳細な点検を実施する。

(緊急雇用創出事業を活用：商工労働部一括予算計上)

雇用創出人数：2人（6ヶ月×2人）

社会復帰対策事業費 (精神障がい者社会 適応訓練事業)	6,131	8,037	△1,906				6,131	
-----------------------------------	-------	-------	--------	--	--	--	-------	--

トータルコスト 19,040千円（前年度21,293千円）〔正職員：1.6人〕

主な業務内容 協力事業所への委託、新規利用者・協力事業者の開拓、就労支援への調整等

工程表の政策目標（指標） —

説明

事業所・団体等での作業訓練を通じ、精神障がい者の自立と社会復帰の促進を図るため、事業利用者が登録した事業所・団体等に通り、仕事の場の提供を受けることにより社会的自立を促進し、社会復帰を図るとともに、最終的には就労支援も視野に入れた指導・訓練を実施する。

障害福祉課（内線：7862）→事業実施：障がい福祉課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,600	0				1,600	
トータルコスト	4,020千円（前年度4,086千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会等の開催や精神障がい者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業に係る経費を助成し、団体の育成、障がいに対する知識の普及を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉研修会の実施</li> <li>・三者合同研修会の実施</li> <li>・家族会相談援助事業</li> <li>・研修会等参加活動事業</li> <li>・広報・啓発活動事業</li> </ul>								
精神障がい者スポーツ大会（バレーボール）	344	344	0				344	
トータルコスト	1,151千円（前年度1,173千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げる。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>精神障がい者バレーボール鳥取県大会を開催する。（委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）委託先：鳥取県精神保健福祉協会</li> <li>（2）対象者：県内の13歳以上の精神障がい者</li> <li>（3）県大会優勝チームは、中四国大会に出場する。</li> </ul>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費 子ども発達支援室（内線：7151・7865）→事業実施：子ども発達支援課

12目 障がい者自立支援事業費 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重症心身障害児(者)通園事業	38,536	38,477	59	19,268			19,268	
トータルコスト	41,763千円（前年度41,791千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	国との協議、委託先との調整、委託内容の審査・支払い							
工程表の政策目標（指標）	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的 在宅の重症心身障がい児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行う。また、保護者に対する療育技術の指導等を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。</p> <p>2 事業の内容 （独）国立病院機構鳥取医療センターへの事業委託に要する経費である。 （一日当たりの定員：15人）</p>								
自立支援医療費（育成医療）	33,110	33,486	△376	14,932		(雑入) 12	18,166	
トータルコスト	44,405千円（前年度45,085千円）〔正職員：1.4人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	医療費及び審査支払手数料の支払、支給認定事務、国庫補助金の手続							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的 身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>2 事業の内容</p>								
(単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
医療費の給付	29,865	身体に障がいがある児童又は現存する疾患が、これを放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものに対し、必要な医療費を給付する。(国1/2、県1/2)						
審査支払事務手数料等委託料	114	医療費の審査・支払事務の委託(単県)						
非常勤職員人件費	2,422	事務補助(単県)						
システム保守等 その他事務費	709	受給者情報管理システムの保守等(単県)						
合 計	33,110							

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
<地方機関計上予算> 地域生活支援事業(自閉症・発達障害支援センター費)	9,359	9,360	△1	4,667		(雑入) 24	4,668															
トータルコスト	67,449千円（前年度69,841千円）〔正職員：7.2人、非常勤職員：2.0人〕																					
主な業務内容	相談支援、関係機関との調整、研修の企画・立案・実施、普及啓発																					
工程表の政策目標（指標）	1 (1) 1歳半・3歳児健診の問診票の活用及び評価をしながら健診に参画する (2) 健診後フォローへ参画及び保育所巡回の開拓 2 (1) 支援会議を通じた役割分担、連携 (2) 機関コンサルテーションの開拓 3 市町村行政と者の支援機関との連携モデル作り 4 機関コンサルテーションにおける人材育成を目的とした研修会の開催																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的 自閉症等の発達障がいのある方に対して支援を行う「自閉症・発達障害支援センター」を中心に、発達障がいに関する各種の問題について相談に応じ、適切な支援又は助言を行うとともに、関係機関（保健、福祉、医療、教育、労働）との連携強化等により、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができる社会づくりを進める。																						
2 事業の内容																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>自閉症・発達障害支援センター「エール」</td> </tr> <tr> <td>開設時期</td> <td>平成16年6月</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>知的障害児施設 県立皆成学園内（倉吉市みどり町）</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>自閉症等の発達障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>                             自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。                              ① 相談支援                              ② 療育支援（発達状況の検査・判定・療育指導）                              ③ 就労支援（就労相談への対応・情報提供）                              ④ 普及啓発・研修                         </td> </tr> <tr> <td>職員体制</td> <td>計7名（センター長1名、支援員4名、支援補助員2名）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	名 称	自閉症・発達障害支援センター「エール」	開設時期	平成16年6月	設置場所	知的障害児施設 県立皆成学園内（倉吉市みどり町）	対 象 者	自閉症等の発達障がいのある方	事業内容	自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。 ① 相談支援 ② 療育支援（発達状況の検査・判定・療育指導） ③ 就労支援（就労相談への対応・情報提供） ④ 普及啓発・研修	職員体制	計7名（センター長1名、支援員4名、支援補助員2名）
区 分	内 容																					
名 称	自閉症・発達障害支援センター「エール」																					
開設時期	平成16年6月																					
設置場所	知的障害児施設 県立皆成学園内（倉吉市みどり町）																					
対 象 者	自閉症等の発達障がいのある方																					
事業内容	自閉症等の発達障がいのある方、保護者及び支援機関等に対して次の業務を行う。 ① 相談支援 ② 療育支援（発達状況の検査・判定・療育指導） ③ 就労支援（就労相談への対応・情報提供） ④ 普及啓発・研修																					
職員体制	計7名（センター長1名、支援員4名、支援補助員2名）																					



子ども発達支援室（内線：7151・7865）→事業実施：子ども発達支援課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止] 児童デイサービス機能強化事業	0	964	△964					
トータルコスト	0千円（前年度1,793千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
平成21年度に障害者自立支援法の報酬単価が引き上げられたことにより、平成21年6月補正で事業廃止。								
[廃止] 重度障がい児・者短期入所相互利用助成事業	0	146	△146					
トータルコスト	0千円（前年度1,803千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	市町村・事業者との利用調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
介護老人保健施設について、医療的ケアが必要な障がい者を受け入れた場合の「介護給付費」が平成21年4月から引き上げられて、要介護者を受け入れた場合の「介護報酬」を上回ることになったため、平成21年6月補正予算で事業廃止。								

2項 児童福祉費

子ども発達支援室（内線：7865）→事業実施：子ども発達支援課

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	17,228	16,044	1,184	8,614			8,614	
トータルコスト	21,262千円（前年度20,187千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	拠点病院との調整、ネットワーク構築の取組支援、児童福祉施設との調整、国協議							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的

子どもが抱える心の問題について、医学的知見を踏まえた医療・福祉・保健・教育の連携による支援体制を構築するため、平成20年10月に本県の「子どもの心の診療拠点病院」として位置付けた鳥取大学医学部附属病院と共同で事業実施する。

2 事業の内容

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容	財源内訳
①子どもの心の診療支援（連携）事業（一部鳥大へ委託）	12,116	○医療機関と地域の保健福祉教育等関係機関等の支援ネットワーク構築会議の開催 ○児童福祉施設等の困難事例への拠点病院医師による医療的支援（カンファレンス）、臨床心理士による施設支援の実施	国 1/2 県 1/2
②子どもの心の診療関係者研修事業（鳥大へ委託）	3,561	○地域医療従事者（医師、看護師等）の発達障がい等に係る専門性の維持、向上のための研修の実施 ○地域の核となる保健師、保育士への子どもの心に関する研修の実施	国 1/2 県 1/2
③普及啓発・情報提供事業（鳥大へ委託）	1,551	○子どもの心に関して医療的見地からの理解、普及啓発を図るフォーラムの開催 ○ホームページやリーフレット作成による発達障がいに関する正しい知識・理解の普及啓発	国 1/2 県 1/2
合計	17,228		

3 これまでの取組状況、改善点

医療・福祉・保健・教育の連携による支援体制を構築するため、支援ネットワーク会議を開催することで、児童相談所定例事例研究会に拠点病院医師が参加するなど、既存のネットワークとの連携が進んだ。

現在、子どもの心の課題に対応できる県内の医療機関の情報を集約するため、医療支援マップを現在作成中。医療・福祉・保健・教育の連携によるネットワーク整備に活用する予定。また、保健師、保育士のための指導用小冊子、保護者向けの子どもの心の理解のためのリーフレットを作成する。

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	11,088	41,782	△30,694	1,289			9,799	
トータルコスト	19,156千円（前年度87,350千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	事業実施先との連絡調整、検討委員会の開催、普及啓発など							
工程表の政策目標(指標)	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

提供サービスの技術やその提供体制が確立されていない発達障がいの支援について、平成19～21年度までの「発達障害者支援試行事業」で開発した発達障がいへの支援手法モデル（プログラム）に取り組む市町村を支援するとともに、発達障がい児を抱える保護者等を支援する人材の育成を行う。

2 主な事業の内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①発達障がい者支援手法普及に向けた市町村等の支援機能の向上	7,600	○「発達障害者支援試行事業」の業務委託先（市町村、関係機関）にて開発された発達障がいへの支援手法モデル（プログラム）をメニュー化 ○メニュー化した支援手法モデルを今後新たに取り入れようとする市町村や関係機関に、技術支援や財政支援を実施（市町村：3箇所、障害者就業・生活支援センター：1箇所）（補助率：初年度2/3、次年度1/3）
②事業企画委員会の設置・運営及び普及啓発促進事業	1,931	○新たに取り組む市町村等を支援し、県全体への円滑な発達障がい者支援策の普及を図るため、企画委員会を設置して事業の管理・評価・検討を実施 ○事業を受託していない市町村や関係機関への支援手法モデルの普及啓発や活用促進のため、実践成果発表会を実施
③ペアレントメンター養成・活用による家族支援体制の整備	1,557	○家族支援の手法を実際に地域で実践できる人材の育成（ペアレントメンターの養成）を進め、保護者や児童本人の支援に活用
合計	11,088	

3 これまでの取組状況、改善点

平成19～21年度に取り組んだ「発達障害者支援試行事業」において、発達障がい支援に有効な支援手法モデルを開発した。（市町村、関係機関：8事業所、11事業）

課題毎に以下の4つのプログラムの支援方法を開発してきた。

- ・家族支援プログラム：保護者の子どもへのかかわり向上につながるグループワーク
- ・幼児支援プログラム：個別児童の発達課題の設定方法と、対応する支援方法のスキル
- ・地域支援プログラム：福祉、保健、教育等の連携による一貫した支援体制
- ・就労支援プログラム：就業に向けた日常生活や作業実行力に関わる評価シート

当該事業では、実施市町村が家族、幼児、地域の各プログラムをパッケージで行うことで、より効果的な当事者支援につなげていく。障害者就業・生活支援センターでは、就労支援プログラムを実施。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																						
障がい児通園施設利用料軽減事業	995	1,292	△297				995																																						
トータルコスト	4,222千円（前年度4,606千円）〔正職員：0.4人〕																																												
主な業務内容	市町村・施設との連絡調整、補助金交付事務																																												
工程表の政策目標(経費)	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現																																												
事業内容の説明																																													
<p>1 事業の目的</p> <p>子育て支援の観点から、国及び県の施策として同一世帯から複数児童が保育所等を利用している場合には保育料が軽減される制度があるが、障がい児通園施設については同様の制度がない。そのため、同一世帯から保育所等だけでなく障がい児通園施設も利用している保護者の負担を軽減することで、保育所等だけを利用している保護者の方が受けている軽減措置との均衡を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 概要</p> <p>国及び県の保育料の多子軽減制度に準じて、障がい児通園施設の利用者負担金を軽減する事業に取り組む市町村の所要経費の1/2を補助する。(事業主体：市町村)</p> <p>※国の保育料の多子軽減制度の内容</p> <p>同一世帯から2人以上同時に保育所等を利用している場合の保育料を、2人目は2分の1、3人目は無料に軽減する。</p> <p>※県の保育料の多子軽減制度の内容</p> <p>世帯の第3子以降の児童の保育料を1/3に軽減する。</p> <p>※今回拡充内容</p> <p>保育料の多子軽減制度では第3子以降の保育料1/3軽減措置を、国制度で軽減率の低い第1子等に振替適用しているが、それと同様に第1子の利用料を1/3に軽減する。</p> <p>(2) 軽減制度の内容</p> <p>ア 国の保育料の多子軽減制度との均衡</p> <table border="1" data-bbox="212 1227 1372 1608"> <thead> <tr> <th>子供の数</th> <th>事例</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2人</td> <td>保育所だけを利用の場合</td> <td>保育所 (軽減なし)</td> <td>保育所 (国制度 1/2 軽減)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい児施設も利用の場合</td> <td>保育所 (軽減なし)</td> <td>障がい児通園施設 【軽減なし・1/2 軽減】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3人以上</td> <td>保育所だけを利用の場合</td> <td>保育所 (軽減なし)</td> <td>保育所 (国制度 1/2 軽減)</td> <td>保育所 (国制度 無料)</td> </tr> <tr> <td>障がい児施設も利用の場合</td> <td>保育所 (軽減なし)</td> <td>保育所 (国制度 1/2 軽減)</td> <td>障がい児通園施設 【軽減なし・無料】</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県の保育料の多子軽減制度との均衡</p> <table border="1" data-bbox="196 1697 1356 1915"> <thead> <tr> <th>子供の数</th> <th>事例</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3人以上</td> <td>第3子以降が保育所を利用の場合</td> <td></td> <td></td> <td>保育所 (県制度 1/3 軽減)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降が障がい児施設を利用の場合</td> <td></td> <td></td> <td>障がい児通園施設 【軽減なし・1/3 軽減】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 軽減対象の施設</p> <p>鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立総合療育センター</p>									子供の数	事例	第1子	第2子	第3子	2人	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)		障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	障がい児通園施設 【軽減なし・1/2 軽減】		3人以上	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	保育所 (国制度 無料)	障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	障がい児通園施設 【軽減なし・無料】	子供の数	事例	第1子	第2子	第3子	3人以上	第3子以降が保育所を利用の場合			保育所 (県制度 1/3 軽減)	第3子以降が障がい児施設を利用の場合			障がい児通園施設 【軽減なし・1/3 軽減】
子供の数	事例	第1子	第2子	第3子																																									
2人	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)																																										
	障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	障がい児通園施設 【軽減なし・1/2 軽減】																																										
3人以上	保育所だけを利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	保育所 (国制度 無料)																																									
	障がい児施設も利用の場合	保育所 (軽減なし)	保育所 (国制度 1/2 軽減)	障がい児通園施設 【軽減なし・無料】																																									
子供の数	事例	第1子	第2子	第3子																																									
3人以上	第3子以降が保育所を利用の場合			保育所 (県制度 1/3 軽減)																																									
	第3子以降が障がい児施設を利用の場合			障がい児通園施設 【軽減なし・1/3 軽減】																																									

子ども発達支援室（内線：7151）→事業実施：子ども発達支援課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児等地域療育支援事業	9,642	9,642	0				9,642	
トータルコスト	49,982千円（前年度51,067千円） [正職員：5.0人]							
主な業務内容	関係機関との調整、各種地域支援、委託内容の審査・支払							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明								
1 事業の目的								
在宅の重症心身障がい児（者）・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。								
2 事業の内容								
区 分	内 容			実施施設				
療育等支援施設事業	地域巡回・訪問、外来による相談・指導、保育所等の職員に対する技術指導			鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）				
療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等			総合療育センター				
地域療育担当支援員設置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域に対する啓発活動等			鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター				
障害児福祉事務費	3,727	7,144	△3,417			(基金繰入金) 426	3,301	
トータルコスト	31,158千円（前年度35,313千円） [正職員：3.4人]							
主な業務内容	室業務の総括・人事管理等、関係機関との連絡調整・検討会の開催等に係る業務等							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】								
1 事業の目的								
障がい福祉の向上のため行う意見交換及びシステム保守、障害児施設給付費の審査委託等にかかる経費及び室の事務経費である。								
2 事業の内容								
（単位：千円）								
細事業名	内 容			予算額				
(1) 新生児聴覚障がい児支援検討会	乳児及び幼児等のうち特に聴覚障がい児の健康の保持及び増進を図るため、その支援について検討する会を開催する。			142				
(2) 障害児施設給付費等管理システム保守経費	障害児施設給付費の支払事務を鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ委託するため、国の示す仕様に準じたシステムを導入している。このシステム保守に係る経費である。			426				
(3) 障害児施設給付費支払事務委託料	障害児施設給付費の支払事務を国保連に委託するための経費である。			838				
(4) 障害児施設医療費審査支払事務委託料	障がい児施設に係る医療費の審査・支払事務を国保連及び社会保険診療報酬支払基金に委託するための経費である。			305				
(5) 障がい児施設指導監査事務費等	障がい児施設の指導監査及び子ども発達支援室の事務に要する経費である（意見交換会等の開催に要する経費含む）。			2,016				
合 計			3,727					

子ども発達支援室（内線：7151・7865）→事業実施：子ども発達支援課  
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉保健部（子ども発達支援課）管理運営費	3,228	0	3,228				3,228	
トータルコスト	5,648千円（前年度0千円）【正職員：0.3人】							
主な業務内容	子ども発達支援課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明	子ども発達支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。							
[廃止] （発達の）気になる 児童保育支援事業	0	894	△894					
トータルコスト	0千円（前年度5,037千円）【正職員：0.0人】							
主な業務内容	研修計画の作成と研修の開催、関係機関（市町村等）との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明	発達障がいあるいは障がい名はついていないが「（発達の）気になる児童」への保育及び保護者等への支援を充実させるために保育士への研修を行い、保育技術と知識の向上を図る。（事業終了）							

子ども発達支援室（内線：7151）→事業実施：子ども発達支援課

2目 児童措置費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																												
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源																																													
障がい児施設給付費	994,120	941,863	52,257	469,914		27,775	496,431																																													
トータルコスト	1,019,938千円(前年度968,375千円) [正職員：3.2人]																																																			
主な業務内容	国との協議、給付費の審査・支払い																																																			
工程表の政策目標(指標)	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現																																																			
事業内容の説明								【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】																																												
1 事業の目的																																																				
知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児(者)等が、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等と入所(通所)に係る利用契約を締結し、社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活動作の訓練・指導を行うことにより児童の福祉の増進及び向上を図る。																																																				
2 事業の内容																																																				
県立、民間の知的障害児施設等への入所(通所)に要する経費について、鳥取県国民健康保険団体連合会又は鳥取県診療報酬支払基金を通じて障がい児施設へ支払う。																																																				
○障がい児入所(通所)措置費・施設給付費 842,674千円								(単位：千円)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設数</th> <th>利用人員</th> <th>所要額</th> <th>うち基金 充当額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設</td> <td>2か所</td> <td>69人</td> <td>181,133</td> <td>11,612</td> <td rowspan="5">国1/2・県1/2 (事業運営安定 化助成金は基 金1/2・県1/2。 処遇改善助成 金は基金10/10)</td> </tr> <tr> <td>知的障害児通園施設</td> <td>2か所</td> <td>63人</td> <td>152,289</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設等</td> <td>2か所</td> <td>5人</td> <td>1,167</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児通園施設</td> <td>3か所</td> <td>66人</td> <td>37,130</td> <td>14,958</td> </tr> <tr> <td>難聴幼児通園施設</td> <td>1か所</td> <td>2人</td> <td>3,488</td> <td>986</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児施設</td> <td>5か所</td> <td>146人</td> <td>467,467</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15か所</td> <td>351人</td> <td>842,674</td> <td>27,775</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								施設区分	施設数	利用人員	所要額	うち基金 充当額	財 源	知的障害児施設	2か所	69人	181,133	11,612	国1/2・県1/2 (事業運営安定 化助成金は基 金1/2・県1/2。 処遇改善助成 金は基金10/10)	知的障害児通園施設	2か所	63人	152,289	81	肢体不自由児施設等	2か所	5人	1,167	138	肢体不自由児通園施設	3か所	66人	37,130	14,958	難聴幼児通園施設	1か所	2人	3,488	986	重症心身障害児施設	5か所	146人	467,467	0		計	15か所	351人	842,674	27,775		
施設区分	施設数	利用人員	所要額	うち基金 充当額	財 源																																															
知的障害児施設	2か所	69人	181,133	11,612	国1/2・県1/2 (事業運営安定 化助成金は基 金1/2・県1/2。 処遇改善助成 金は基金10/10)																																															
知的障害児通園施設	2か所	63人	152,289	81																																																
肢体不自由児施設等	2か所	5人	1,167	138																																																
肢体不自由児通園施設	3か所	66人	37,130	14,958																																																
難聴幼児通園施設	1か所	2人	3,488	986																																																
重症心身障害児施設	5か所	146人	467,467	0																																																
計	15か所	351人	842,674	27,775																																																
○障がい児入所(通所)措置医療費・施設医療費 151,446千円 (国1/2、県1/2)																																																				
医療機関である障がい児施設において、児童等が障がい児施設支援のうち治療に係る医療を受けるための経費である。																																																				

子ども発達支援室（内線：7151）→事業実施：子ども発達支援課

5目 児童福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立障がい児施設第三者評価受審事業	496	310	186				496	
トータルコスト	2,916千円(前年度2,796千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	第三者評価の受審にあたって連絡調整・第三者評価の結果分析							
工程表の政策目標(指標)	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明								
県立障がい児施設(鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター)の福祉サービスの提供状況や施設の人員・設備の体制等について、公平・中立な第三者の観点から審査してもらい、よりよいサービス提供につなげる。								

子ども発達支援室（内線：7151）→事業実施：子ども発達支援課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
療育支援シニアディレクター配置事業	8,745	7,287	1,458			47	8,698	
トータルコスト	8,745千円（前年度7,287千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	予算・決算業務、各種連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>近年の課題である発達障がいに対する支援体制も構築の途上であるため、発達障がい児支援、障がい児支援へ専門的な知見を有し、かつ実績のある医師を配置し、発達障がい児・者に対する支援の充実を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>本県の療育並びに発達障がい児の療育支援の拠点である総合療育センターに、障がい児への療育支援に実績のある非常勤医師を配置する。</p> <p>発達障がい支援体制の整備の推進を図るとともに、鳥取療育園、中部療育園、総合療育センターで障がい児に対する支援（発達障がいを含む障がい児の診察・訓練、保護者・保育所・施設職員への療育指導）を行う。</p>								



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
遠隔診療実施事業	1,162	994	168			(基金繰入金 168) (雑入 99) 267	895	
トータルコスト	2,776千円（前年度1,823千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	システム利用者との調整、システム委託先との調整・支払い							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的</p> <p>常時医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）に対し、自宅で安心して暮らせるよう遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、重症心身障がい児（者）の在宅移行を推進する。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) (新) 光ファイバー用テレビ電話の試験的導入</p> <p>総合療育センターが比較的安価な光ファイバー用テレビ電話を購入して遠隔診療を希望する重症心身障がい児（者）に貸与し、テレビ電話を用いた遠隔診療が実用可能か検証する。</p> <p>① 費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー用テレビ電話（2台）の購入 168千円</li> </ul> <p>② 検証する内容</p> <p>通信インフラストラクチャー、通信・画像品質、診療の可否、緊急時の対応等</p> <p>(2) 現行遠隔診療システムの活用</p> <p>総合療育センターが在宅移行が可能な重症心身障がい児（者）等に対して行っている遠隔診療支援に必要な機器の保守経費である。（現行遠隔診療システムは平成22年度で終了予定）</p>								
区分	内 容							
実施主体	総合療育センター							
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合療育センター入所から在宅生活へ移行が可能な重症心身障がい児（者）</li> <li>・在宅の重症心身障がい児（者）</li> </ul>							
事業内容	在宅側にテレビモニター及び生体情報モニター（心拍数、呼吸数、血中酸素濃度等を測定）を設置し、センター側受信装置で容体画像及び生体情報を受信することによって、センターから在宅側へ適切な医療的助言、指示を行う。							
システム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター側……受信装置1台</li> <li>・在、宅 側……テレビモニター2台（2世帯分） 生体情報モニター2台（2世帯分）</li> </ul>							
所要経費	システム整備に係る保守料 994千円							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
<地方機関計上予算> 皆成学園費	98,779	116,697	△17,918	7,293		(使用料 2,665) (受託事業収入1,348) (弁償金 8,660) (雑入 71,520) 84,193	7,293									
トータルコスト	581,245千円(前年度618,768千円)[正職員：59.8人、非常勤職員：2.8人]															
主な業務内容	施設の管理・運営															
工程表の政策目標(指標)	1 各種業務マニュアル化によるサービスの標準化・向上 2 利用児童を中心とした受入態勢及び支援メニューの拡大 3 発達障害児等への支援手法及び家族支援プログラムの開発と活用															
事業内容の説明																
1 事業の目的 知的障がい児に対し、入所により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。																
2 事業の内容 県立知的障害児施設である皆成学園の管理運営等に要する経費である。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障がい児入所</td> <td style="text-align: center;">65人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td>児童デイサービス</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	定 員	知的障がい児入所	65人	短期入所	8人	児童デイサービス	10人
内 容	定 員															
知的障がい児入所	65人															
短期入所	8人															
児童デイサービス	10人															

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
<地方機関計上予算> 総合療育センター費	260,594	237,118	23,476	5,018		(使用料209,091) (手数料1,056) (受託事業収入,266) (弁償金12,312) (雑入26,834) 250,559	5,017															
トータルコスト	1,083,530千円(前年度1,032,478千円)[正職員：102.0人、非常勤職員：10.0人]																					
主な業務内容	施設の管理・運営																					
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と子どもの接触機会を多くする</li> <li>・在宅生活経験を多くする</li> <li>・緊急時支援、地域サポートづくり</li> <li>・家族、関係機関との連携強化による通園事業の活用・充実</li> <li>・障がい児が増加傾向にある短期入所利用者ニーズと受け入れ体制のミスマッチの解消</li> <li>・非常勤医師の確保及び常勤化</li> <li>・院外で実施してきた整形外科手術の院内での実施</li> <li>・療育知識・技術・情熱の深化、継承</li> <li>・利用者・家族が可能なことの工夫・実施への連携共同</li> </ul>																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的</p> <p>肢体不自由児及び重症心身障がい児(者)に対し、入所(院)又は通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、入所児童の地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>県立肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設である総合療育センターの管理運営等に要する経費である。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由児入所</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>重症心身障がい児入所</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>医療保険入院</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児通園</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>重症心身障がい児(者)通園</td> <td>一日当り6人</td> </tr> </tbody> </table>									内容	定員	肢体不自由児入所	25人	重症心身障がい児入所	25人	短期入所	6人	医療保険入院	5人	肢体不自由児通園	30人	重症心身障がい児(者)通園	一日当り6人
内容	定員																					
肢体不自由児入所	25人																					
重症心身障がい児入所	25人																					
短期入所	6人																					
医療保険入院	5人																					
肢体不自由児通園	30人																					
重症心身障がい児(者)通園	一日当り6人																					

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
〈地方機関計上予算〉 研修医等受入事業	16,976	16,660	316			(受託事業収入 577) (雑入 85) 662	16,314															
トータルコスト	20,203千円（前年度19,974千円）〔正職員：0.4人、非常勤職員：1.7人〕																					
主な業務内容	研修医の確保、看護実習等の研修実施																					
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤医師の確保及び常勤化</li> <li>・療育知識・技術・情熱の深化、継承</li> </ul>																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的																						
<p>総合療育センターにおいて、専門医師（小児科、リハビリテーション科）の育成及び将来的な医師の確保を図るために研修医を受け入れ、障がい児療育拠点施設としての体制を整備する。 また、看護実習等の研修生を受け入れ、医療福祉関係の人材育成に貢献する。</p>																						
2 事業の内容																						
(1) 研修医受入事業																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施機関</td> <td>総合療育センター</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）</td> </tr> <tr> <td>診療科目</td> <td>小児科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>対象人数</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>研修期間</td> <td>1年間（県非常勤職員として処遇）</td> </tr> <tr> <td>所要経費</td> <td>16,399千円（報酬：14,441千円、共済費：1,958千円）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施機関	総合療育センター	対 象 者	卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）	診療科目	小児科、リハビリテーション科	対象人数	2名	研修期間	1年間（県非常勤職員として処遇）	所要経費	16,399千円（報酬：14,441千円、共済費：1,958千円）
区 分	内 容																					
実施機関	総合療育センター																					
対 象 者	卒後臨床研修を修了した医師、出産等で休職している医師、小児科・リハビリテーション科の臨床経験の少ない研究者・医師で、療育の専門分野に向学心のある医師（卒後臨床研修修了後、概ね0～5年程度経過した者）																					
診療科目	小児科、リハビリテーション科																					
対象人数	2名																					
研修期間	1年間（県非常勤職員として処遇）																					
所要経費	16,399千円（報酬：14,441千円、共済費：1,958千円）																					
(2) 研修受託事業																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施機関</td> <td>総合療育センター</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等 （主に実習生が中心）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ</li> <li>・研修に要する教材等の整備</li> <li>・研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 （受講料：1,000円/日）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>研修期間</td> <td>1週間～2ヶ月程度</td> </tr> <tr> <td>所要経費</td> <td>577千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：397千円）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施機関	総合療育センター	対 象 者	看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等 （主に実習生が中心）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ</li> <li>・研修に要する教材等の整備</li> <li>・研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 （受講料：1,000円/日）</li> </ul>	研修期間	1週間～2ヶ月程度	所要経費	577千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：397千円）		
区 分	内 容																					
実施機関	総合療育センター																					
対 象 者	看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等 （主に実習生が中心）																					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護、介護、臨床実習等を行う研修生の受入れ</li> <li>・研修に要する教材等の整備</li> <li>・研修指導職員の指導力向上のための講習会の開催 （受講料：1,000円/日）</li> </ul>																					
研修期間	1週間～2ヶ月程度																					
所要経費	577千円 （講習会講師旅費：120千円、講習会講師報償費：60千円、備品・需用費：397千円）																					

鳥取療育園（電話：0857-29-8889）

中部療育園（電話：0858-22-7191）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
〈地方機関計上予算〉 鳥取療育園費	20,954	24,493	△3,539			(使用料8,001) (手数料372) (受託事業収入10) (雑入12,571) 20,954							
トータルコスト	148,428千円（前年度155,396千円）〔正職員：15.8人、非常勤職員：2.3人〕												
主な業務内容	施設の管理・運営												
工程表の政策目標（指標）	1 療育知識の習得、支援技術の向上と共有化並びに協働意識の高揚 2 個々の障がいに応じた的確な支援の実施 3 関係機関との連携による地域での支援体制強化と施設の役割の検証												
事業内容の説明													
1 事業の目的 就学前の肢体不自由児に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。													
2 事業の内容 県立肢体不自由児施設である鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由児通園</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>児童デイサービス</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>				内容	定員	肢体不自由児通園	40人	児童デイサービス	10人
内容	定員												
肢体不自由児通園	40人												
児童デイサービス	10人												
〈地方機関計上予算〉 中部療育園費	15,538	15,832	△294			(使用料3,788) (手数料94) (雑入11,656) 15,538							
トータルコスト	69,594千円（前年度69,685千円）〔正職員：6.7人、非常勤職員：1.5人〕												
主な業務内容	施設の管理・運営												
工程表の政策目標（指標）	1 職員の専門技能のさらなる向上と職員間での共有化及び保護者等への伝達能力の向上を図る。 2 子育て中の若い世代や祖父母の世代に、障がいを含めた「子どもの育ち（発達）や関わり方」を伝えていく。												
事業内容の説明													
1 事業の目的 就学前の肢体不自由児等に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。													
2 事業の内容 県立肢体不自由児施設である中部療育園の管理運営等に要する経費である。													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由児通園</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>児童デイサービス（肢体グループ、構音グループ）</td> <td>各10人</td> </tr> </tbody> </table>				内容	定員	肢体不自由児通園	20人	児童デイサービス（肢体グループ、構音グループ）	各10人
内容	定員												
肢体不自由児通園	20人												
児童デイサービス（肢体グループ、構音グループ）	各10人												

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子ども発達支援室（内線：7865）→事業実施：子ども発達支援課

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫	起債	その他	一般財源							
乳幼児すこやか発達相談指導事業	1,560	1,938	△378				1,560							
トータルコスト	17,696千円（前年度21,822千円）〔正職員：2.0人〕													
主な業務内容	発達健康診査及び健康教室の実施、関係機関等との連絡調整													
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的</p> <p>市町村の乳幼児健診等で発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、専門医による健康診査や指導、集団による遊びを通じた発達指導を行い、心身障がい児・発達障がい児の早期発見、早期治療及び早期療育の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児発達健康診査</td> <td>市町村が実施する乳幼児健康診査等の中から、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医等による発達面を中心とした診察並びに個別指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>乳幼児発達健康教室</td> <td>発達の遅れが疑われる乳幼児とその保護者等を対象に、医師・療育等専門職員が小集団による遊びを通して、家庭や保育所での発達支援について助言・指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県実施は平成22年度をもって終了とし、平成23年度以降は、市町村での取り組みへ移管する。</p>									区 分	内 容	乳幼児発達健康診査	市町村が実施する乳幼児健康診査等の中から、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医等による発達面を中心とした診察並びに個別指導を行う。	乳幼児発達健康教室	発達の遅れが疑われる乳幼児とその保護者等を対象に、医師・療育等専門職員が小集団による遊びを通して、家庭や保育所での発達支援について助言・指導を行う。
区 分	内 容													
乳幼児発達健康診査	市町村が実施する乳幼児健康診査等の中から、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医等による発達面を中心とした診察並びに個別指導を行う。													
乳幼児発達健康教室	発達の遅れが疑われる乳幼児とその保護者等を対象に、医師・療育等専門職員が小集団による遊びを通して、家庭や保育所での発達支援について助言・指導を行う。													

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課(内線:7158)→事業実施:長寿社会課

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
福祉・介護人材確保 対策事業	30,223	31,608	△1,385	1,944		25,539	2,740	
トータルコスト	31,030千円(前年度32,437千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結・支払事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設のサービス向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

福祉・介護分野において、離職率が高く、人材が定着していないことや、養成校の定員割れなど若い世代の参入が減少している現状にあることから、緊急に従事者の定着や若い世代等の参入を促進するための総合的な人材確保策を講じるのに必要な経費を補助・委託する。

2 主な事業内容

区分	事業内容	金額	財源内訳
潜在的有資格者等 養成支援事業	潜在的有資格者や高齢者、主婦等に福祉・介護分野へ参画・関心を持ってもらうための研修会に要する経費を介護福祉士養成施設等へ補助する。	13,374千円	基金10/10
職場体験事業	福祉・介護への興味・関心を持つ学生・高齢者等を対象に、現場の実情について理解を深めるため、職場体験を行う機会を提供する。 (委託:福祉人材センター)	2,165千円	基金10/10
進路選択学生支援 事業	介護福祉士養成施設に専門員を配置し、学生や進路指導教員の福祉・介護職への理解を深めるための説明会等に要する経費を補助する。(補助:介護福祉士養成施設、一部委託:福祉人材センター)	12,270千円	基金10/10 国1/2、県1/2 一部単県
実習受入施設ステ ップアップ事業	介護福祉士等養成実習施設の実習の指導能力向上と環境の整備を図る。(委託:福祉人材センター)	1,434千円	国1/2、県1/2 一部単県
企画運営委員会	福祉・介護人材確保対策事業が、効率的かつ効果的に実施できるよう企画運営委員会を設置する。	275千円	国1/2、県1/2
(新)外国人介護福 祉士候補者就労支 援対策事業補助金	外国人介護福祉士候補者の就労上必要な日本語能力向上のため、日本語研修にかかる経費を雇用者に対し補助する。(県内3施設6人が対象)	705千円	国10/10

3 これまでの取組状況・改善点

福祉・介護分野は離職率が高いことから、人材の定着対策を図っていく必要がある。

- 職員の離職原因等を調査・把握していく
- 職員の研修や定着可能な職場づくりの支援、介護職員のキャリアアップ支援などを実施
- 若い世代に介護への関心を持ち進路として選択してもらうよう啓発を実施
- 職員の賃金アップによる労働環境の改善…適正な介護報酬の設定について国へ要望

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉・介護人材の就 労・キャリアアップ 支援事業	41,528	0	41,528			(繰入金) 41,528		
トータルコスト	42,335千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業務委託事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設のサービス向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県福祉人材センターへのキャリア支援専門員の配置及び介護福祉士養成校等教員の巡回・訪問研修により、職員のキャリアアップ、資質の向上及び定着を支援する。

2 主な事業内容

(1) 福祉・介護人材マッチング支援事業(委託)

実施主体	区分	概要	金額
鳥取県福祉人材センター(鳥取県社会福祉協議会)	キャリア支援専門員設置	県福祉人材センターにキャリア支援専門員3名を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。(平成23年度まで) 【主な業務内容】 ・就職希望者個々の希望に応じたきめ細かい職業紹介 ・求職者にあわせた職場開拓 ・定着できる職場づくりに関する事業所への指導・助言 ・介護職員の就職後のキャリア相談事業の実施 など	10,245千円
	活動経費	キャリア支援専門員が以下の活動に当たって、各種事業を実施し、介護人材のマッチング、介護従事者のキャリアアップ及び事業者の定着可能な職場づくりを支援する。 【事業内訳】 ・専門知識を有するアドバイザーへの委嘱 ・介護従事者の電話相談事業 ・職場環境改善研修会の開催 ・就職フェアの開催 ・小規模事業者が自ら実施する研修会等実施への助成	20,783千円

(2) キャリア形成訪問指導事業(補助)

介護事業所等からの依頼を受け、教員派遣等により研修を実施する介護福祉士の養成校等に対し補助を行う。

補助対象	補助率等	金額
介護福祉士養成校等	10/10(国基金10/10) 1施設当たり350万円を上限	10,500千円 (3施設)

3 これまでの取組状況・改善点

福祉・介護分野は離職率が高いことから、人材の定着対策を図っていく必要がある。

→職員の研修や定着可能な職場づくりの支援、介護職員のキャリアアップ支援などを実施

→若い世代に介護への関心を持ち進路として選択してもらうよう啓発を実施

→職員の賃金アップによる労働環境の改善…適正な介護報酬の設定について国へ要望



福祉保健課（内線：7158）→事業実施：長寿社会課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター 運営事業	33,301	33,949	△648	7,548			25,753	
トータルコスト	36,528千円（前年度36,435千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託契約締結・委託料支払事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設のサービス向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会福祉従事者の確保等を図るため、社会福祉法93条に基づき福祉人材センターとして指定（H5.6.1）した鳥取県社会福祉協議会に対し、下記の事業を委託するのに要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 委託先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会								
(2) 事業の内訳 (単位：千円)								
区分		金額	財源内訳					
基礎事業	・福祉人材無料職業紹介事業 ・説明会、講習会等開催事業 ・福祉人材確保相談事業 ・社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究 ・福祉に関する啓発・広報事業	31,976	国1 / 2、県1 / 2（一部単県）					
特別推進事業	・福祉施設等採用予定者研修会の開催	1,325						
3 これまでの取組状況・改善点								
福祉・介護分野は離職率が高いことから、人材の定着対策を図っていく必要がある。								
→職員の研修や定着可能な職場づくりの支援、介護職員のキャリアアップ支援などを実施								
→若い世代に介護への関心を持ち進路として選択してもらうよう啓発を実施								
→職員の賃金アップによる労働環境の改善…適正な介護報酬の設定について国へ要望								

## 4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元気高齢者活動推進事業	1,617	2,163	△546	722			895	
トータルコスト	4,844千円(前年度7,963千円)[正職員:0.4人]							
主な業務内容	フェア委託事務、知事表彰事務、国への報告・連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減(要介護認定率:16.0%)							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

高齢者がいつまでも元気で住みなれた地域においていきいきと暮らしていける社会づくりを推進するため、地域の中で役立ち感を持ち、活動の場が見つけれられるよう支援を行うとともに、元気に活動を続ける高齢者を表彰し、その活動を広く紹介する。

## 2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
元気なシニア「地域デビュー」応援フェア開催	1,444	元気な高齢者(シニア)に社会参加を促進する機運の醸成を図るフェアを開催し、参加者と出展団体の出会いの場を設定することにより、参加者の地域デビューのきっかけづくりとする。 【時期】平成22年9月(予定) 【場所】米子コンベンションセンター(国際会議室) 【内容】○講演会(高齢者の地域活動を促進する内容) ○活動団体の活動発表とブース展示による紹介 ○参加者と活動団体との情報交換(出会いの場)等
鳥取いきいき長寿知事表彰事業	162	高齢者がいつまでも元気でいきいきと自立して暮らしていける社会づくりの推進のため、次の活動を行っている高齢者(個人・団体)及び介護サービス事業所等を表彰する。(最大10組) ①元気高齢者(団体・個人) 年齢にとらわれず、いきいきとした生活を送っている65歳以上の高齢者及び積極的に社会参加活動を行っている高齢者の団体 ②介護予防関係(団体・個人) 要介護度の改善に顕著な功績のあった介護サービス事業者及び事業所並びに介護予防の普及・実践が他の模範となる団体等
エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介	11	内閣府の「エイジレス・ライフ実践者、社会参加活動事例」として、積極的に健康づくりや生きがいづくりを行っている高齢者(個人・団体)を広く紹介する。 【推薦対象】エイジレス・ライフ(年齢にとらわれず、自らの責任と能力で、自由でいきいきと生活を送る)を実践しているおおよそ65歳以上の高齢者及び地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループ 【事業内容】鳥取県からの推薦者選出 内閣府から送付される楯及び賞状の交付 事例集の送付
合 計	1,617	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
明るい長寿社会づくり推進事業	27,629	32,178	△4,549				27,629																						
トータルコスト	29,243千円（前年度34,664千円）[正職員0.2人]																												
主な業務内容	委託契約、委託料支払い、補助金支払い、選考会、表彰式開催																												
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減（要介護認定率：16.0%）																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体等の参加と協力の下に、高齢者のスポーツ活動、芸術活動を行う。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県社会福祉協議会委託事業【19,690千円】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねんりんピック（全国健康福祉祭）派遣選手選考会（因伯シルバー大会）の開催</td> <td>ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会を開催する。</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>ねんりんピック（全国健康福祉祭）選手派遣</td> <td>平成22年10月9日～12日 石川県で開催される「ねんりんピック石川2010」への派遣 (21種目及び美術展 あわせて140人派遣予定)</td> <td>6,731</td> </tr> <tr> <td>情報通信誌への掲載（ホットアイ）</td> <td>(社福)鳥取県社会福祉協議会が発行する情報誌「ホットアイ」に元気な高齢者の活動事例の紹介等を行う。 A4判4ページ分、7,000部×4回/年</td> <td>787</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td></td> <td>7,733</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>19,690</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	ねんりんピック（全国健康福祉祭）派遣選手選考会（因伯シルバー大会）の開催	ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会を開催する。	2,690	ねんりんピック（全国健康福祉祭）選手派遣	平成22年10月9日～12日 石川県で開催される「ねんりんピック石川2010」への派遣 (21種目及び美術展 あわせて140人派遣予定)	6,731	情報通信誌への掲載（ホットアイ）	(社福)鳥取県社会福祉協議会が発行する情報誌「ホットアイ」に元気な高齢者の活動事例の紹介等を行う。 A4判4ページ分、7,000部×4回/年	787	人件費		7,733	事務費		1,749	合 計		19,690
区 分	内 容	予算額																											
ねんりんピック（全国健康福祉祭）派遣選手選考会（因伯シルバー大会）の開催	ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会を開催する。	2,690																											
ねんりんピック（全国健康福祉祭）選手派遣	平成22年10月9日～12日 石川県で開催される「ねんりんピック石川2010」への派遣 (21種目及び美術展 あわせて140人派遣予定)	6,731																											
情報通信誌への掲載（ホットアイ）	(社福)鳥取県社会福祉協議会が発行する情報誌「ホットアイ」に元気な高齢者の活動事例の紹介等を行う。 A4判4ページ分、7,000部×4回/年	787																											
人件費		7,733																											
事務費		1,749																											
合 計		19,690																											
<p>(2) 高齢者健康運動会（鳥取県社会福祉協議会補助事業）【6,119千円】</p> <p>高齢者の健康づくりや仲間づくりを支援するため高齢者健康運動会を開催する（社福）鳥取県社会福祉協議会へ助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催地：東部・中部・西部</li> <li>・開催時期：10月</li> <li>・参加者：概ね60歳以上の高齢者（各会場約1,000人）</li> <li>・補助率：10/10</li> </ul>																													
<p>(3) シニア作品展（仮称）の開催（公募により委託）【1,678千円】</p> <p>高齢者の活動の成果を発表する場として県内高齢者の作品を一堂に集めた作品展を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場：倉吉博物館</li> <li>・時期：10月9日～11日（予定）</li> <li>・部門：日本画、洋画、書、写真、彫刻・工芸（5部門）</li> <li>・出品者：県内在住の概ね65歳以上の者</li> </ul>																													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>全県的に県内高齢者の仲間づくり、健康づくり活動共有の場を設け、趣味活動の成果を発表できる作品展を開催することで、高齢者のスポーツ、趣味活動の促進及び普及啓発ができています。</p> <p>より多くの高齢者に全国大会出場のため、二年連続での派遣補助及び鳥取県選手団としての派遣を制限しているところだが、選手層が薄く、制限にかかる選手がいるために種目自体の出場ができない競技がある実態を踏まえ、派遣の制限に例外を加える予定である。</p>																													

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者大学校運営事業	7,581	15,152	△7,571				7,581	
トータルコスト	7,581千円 (前年度: 15,981千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	委託契約事務							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減 (要介護認定率: 16.0%)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の健康で、学習意欲や積極的に地域活動する意欲のある高齢者等を対象にして、「地域づくりのリーダー」として活躍できるよう、必要な知識、技能を身につけていただく大学校を開設する。

2 主な事業内容

項目	内 容
委託先	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
カリキュラム	地域活動総合講座 (特に地域における健康づくり、環境分野でのリーダーを養成する内容)
履修時間	年間80時間 (6ヶ月間)
実施地域	3地域 (東・中・西部)
定員	90名 (3地域×30名)
受講料	20,000円
事業期間	2年間 (平成22~23年度)
卒業後の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在学中から地域で活動する団体を紹介、地域団体での体験講座の設定</li> <li>○市町村へ卒業生の情報を提供</li> <li>○人材バンクへの登録、ホームページでのPR、など</li> </ul>

3 これまでの取組状況、改善点

平成3年開設当初の高齢者の生きがいと健康づくりという目的を、平成19年度から「地域づくりの推進役」の養成に変更したところ、次第に卒業後のボランティア活動や老人クラブ活動等への参加につながり、公民館活動、世代間交流、まちづくりなど地域を巻き込んだ活動の展開に実を結びつつある状況である。

卒業生の活動の例

- 倉吉校園芸科…公民館の樹木剪定、花壇や門松づくり、小学校にも花の苗配布、講習会の実施等
- 倉吉校健康づくり科…一座を組み、皿回し等で高齢者施設、福祉作業所、保育園等へ訪問 等

<平成22年度実施に向けた主な見直し>

- ・卒業後の地域活動の推進を図るカリキュラムの見直し
- ・受講者負担の観点から受講料の見直し (年間4,000円 ⇒ 20,000円) 等

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
老人クラブ社会参加活動促進事業	56,057	57,683	△1,626	28,028			28,029	
トータルコスト	58,477千円(前年度 60,997千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	協議書審査、申請書審査、交付決定、補助金の支払い等							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減(要介護認定率：16.0%)							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

老人クラブが行う社会参加活動、健康づくりや若手高齢者の活動支援等各種事業に対して助成し、高齢者の趣味活動や健康づくり、仲間づくりの推進を図る。

(単位：千円)

区分	内容	負担割合	予算額
県老人クラブ連合会活動推進事業	・活動推進員設置(2名) ・健康づくり・介護予防支援事業の実施 ・老人クラブリーダー養成研修会の開催	国 1/3 県 1/3 県老ク連 1/3	4,360
老人クラブ社会参加活動事業(市町村実施事業)	○老人クラブ事業 単位老人クラブが行う健康づくりや地域活動等に対し助成する。 ○市町村老人クラブ連合会事業 市町村老人クラブ連合会が行う事業に対し助成する。 ・健康づくり、介護予防 ・地域支え合い ・若手高齢者組織化、活動支援等	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3	51,697
合	計		56,057

2 主な見直し内容

県老人クラブ連合会補助金について、従前県老人クラブ連合会の負担割合がゼロであったところ、県老人クラブ連合会の事業実施に関する自主性を高め、自由な事業実施を可能にするため、国1/3、県1/3、県老連1/3に改める。

敬老年金等支給事業費補助金	2,898	3,258	△360				2,898	
トータルコスト	3,705千円(前年度 4,087千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申告書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減(要介護認定率：16.0%)							

事業内容の説明

福祉給付金等を支給する市町村に対し助成する経費である。

(単位：千円)

区分	内容	実施市町村	負担割合	予算額
敬老年金支給事業	高齢福祉年金受給者のうち、年金の支給が全額停止されている者に対して敬老年金を支給する市町村に助成する。 ・補助基準額：月額3千円 ・支給対象者：1人	-	県 1/2 市町村 1/2	18
外国人等高齢者福祉給付金支給事業	国民年金制度上、加入要件に該当せず無年金となっている外国人等の高齢者に対して福祉給付金を支給する市町村に助成する。 ・補助基準額：月額20千円 ・支給対象者：24人	3市2町	県 1/2 市町村 1/2	2,880
合	計			2,898

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域包括支援センター機能強化実践事業	2,200	0	2,200				2,200	
トータルコスト	2,200千円(前年度0千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指導内容検討等							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減(要介護認定率:16.0%)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域包括ケアの充実が重要であり、その要となる地域包括支援センターが真に必要な人に必要なサービスを提供するための機能強化が喫緊の課題である。

このため、市町村と連携して、地域包括支援センターのレベルアップを図り、県全体にそのノウハウを広めることで県民が安心して暮らせる地域づくりを進める。

2 主な事業内容

(1) 地域アセスメントの実施(詳細分析)

地域住民に必要なサービスを把握するため、平成21年度に実施した高齢者実態把握について詳細分析を実施する。

(2) 介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護の機能強化

地域包括支援センター業務に精通した東内京一氏(厚生労働省老健局総務課課長補佐)を一定期間継続的に地域包括支援センターに関与させ、職員の介護予防ケアプラン作成能力等の向上を図るとともに、県が今後の全県的な機能向上の指導に活用する機能強化実践方法マニュアル作成を行う。

[事業計画]

年 度	事 業 内 容
H21 (1年目) (11月補正対応)	○高齢者実態把握の実施及び分析 ○介護予防ケアマネジメント等の機能強化のための対応体制づくり ○県で実施する研修内容の見直し
H22 (2年目)	○高齢者実態把握の詳細分析 ○地域アセスメントに基づく介護予防事業等の実施 ○介護予防ケアマネジメント機能強化のため、サービス計画書作成等の指導 ○介護予防ケアマネジメント及び権利擁護等の機能強化のため、合意形成能力等向上支援

※事業終了後には、スクリーニングシート及び分析手法を全県的に広めるとともに、専門家の指導を受けた職員が他のセンターに出向いて指導することで、介護予防ケアプランの作成能力等の向上など、全体的な地域包括支援センターの機能向上を図る。

3 これまでの取組状況・改善点

地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成で多忙なため、業務改善を目的に効率的なケアプラン作成等の研修を実施してきた。しかし、研修の実施だけではその後の改善につながりにくいので、平成21年度は、北栄町でモデル的に個人の実態を把握した効果的なケアプランの作成のための高齢者実態把握を行い、県で実施する研修の見直しを行う。さらに平成22年度は、東内氏の継続的な関与により職員の資質向上を図り、その取組を全県的に普及する。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
地域支援事業市町村 総合支援事業	5,214	6,847	△1,633	1,689		33	3,492	
トータルコスト	12,475千円 (前年度 25,903千円) [正職員: 0.9人]							
主な業務内容	研修の企画・実施、委員会の運営・調査							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減 (要介護認定率: 16.0%)							
事業内容の説明								
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>介護予防を含めた地域包括ケアの充実のため、市町村における特定高齢者を対象とした介護予防事業の効果的な実施及び地域包括支援センターにおける業務の効率化・円滑な実施への支援を行う。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 地域包括支援センター支援事業【2,822千円】 地域包括支援センター職員等の能力向上のための研修を実施するとともに、地域包括ケアの確保(介護予防の理念や地域包括支援センターの役割等)について、一般県民に普及を図る。</p> <p>(2) 介護予防推進事業【2,392千円】 市町村や事業者が行う介護予防事業について、一層効果的な事業実施が図られるよう必要な支援を行う。 ○介護予防市町村支援委員会により、介護予防の普及啓発、事業評価等について調査・検討を行う。 ○介護予防事業評価により、評価指標、効果的な介護予防プログラムの検討を行う。</p>								